

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(案)」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
821	1 本ガイドラインの位置付け	当ガイドライン案でも「正常な事業活動を行っている個人情報取扱事業者に対する過度な負担を懸念する声が多く上がっている」と記されていますとおり過剰反応とならないよう、この「1 本ガイドラインの位置付け」の中で補足いただけることを願います。 ★追記案★ なお、「個人データ」への該当性については「通則編」を参照することで、正常な事業活動を行っている個人情報取扱事業者に対する過度な負担が一部軽減されるものとする。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。また、御意見も踏まえ、個人情報取扱事業者において、改正後の法を正しく理解し適切に遵守いただけるよう、引き続き、周知広報活動を行ってまいります。
822	1 本ガイドラインの位置付け	1. 本ガイドラインの位置付け (1)「個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受ける場合には、違法に入手された個人データが流通することを抑止するため、当該第三者が当該個人データを取得した経緯等を確認する義務を課している(法第26条)」とある。 個人情報取扱事業者に「当該第三者が当該個人データを取得した経緯等を確認する義務を課」すと、どうして「違法に入手された個人データが流通することを抑止」することになるのか。説明して頂きたい。 また、そもそも、個人情報取扱事業者が個人データを違法に入手できないようにするにはどうしたら良いのかを本ガイドラインに盛り込んで頂きたい。 【個人】	個人情報取扱事業者が、適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、改正後の法第17条第1項の規定違反と判断される可能性があることから、取得の経緯を確認することにより、提供者によって適法に入手されたものではないと認識した場合には、その提供を受けることが制限されることとなります。したがって、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
823	1 本ガイドラインの位置付け	1. 本ガイドラインの位置付け (2)「仮に個人データが不正に流通した場合でも、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対して報告徴収・立入検査を行い(法第40条)、当該記録を検査することによって、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要がある。」とある。 a この記述は、個人情報取扱事業者に確認記録義務を課しても、個人情報取扱事業者が個人データを不正に取得し、不正に流通させ、受領者に不正に利用させることを未然に防止できないことを意味している。個人情報取扱事業者に確認記録義務を課せば、個人データの不正流通を100パーセント近く未然に防止できるというのであれば、確認記録義務を課することに意義もあろう。しかし、個人情報取扱事業者に確認記録義務を課しても相当程度の割合で不正流通がありうることを、個人情報保護委員会自身が認めている。一体何のためのガイドラインか。 不正流通を100パーセント近く未然に防止できる策、例えば罰則も設ける策を検討し実施すべきである。 【個人】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、今般の個人情報保護法の改正においては、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則を新設しております(改正後の法第83条)。
824	1 本ガイド	1. 本ガイドラインの位置付け	御指摘のとおり、個人情報保護委員会が報告徴収・

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	ラインの位置付け	<p>(2)「仮に個人データが不正に流通した場合でも、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対して報告徴収・立入検査を行い(法第40条)、当該記録を検査することによって、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要がある。」とある。</p> <p>b 個人情報保護委員会は、個人データの流通経路を事後的に特定できたら、どのような措置を講じるのか。明らかにして頂きたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>立入検査を行い(改正後の法第40条)、不正に流通した個人情報の流通経路を確認し、その個人情報の取扱いについて指導及び助言を行うことができます(同法第41条)。また、違反行為が有る場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、それを是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告・命令することができます(同法第42条)。したがって、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
825	1 本ガイドラインの位置付け	<p>1. 本ガイドラインの位置付け</p> <p>(2)「仮に個人データが不正に流通した場合でも、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対して報告徴収・立入検査を行い(法第40条)、当該記録を検査することによって、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要がある。」とある。</p> <p>c 個人データの流通経路を事後的に特定することができたとしても、個人データが不正に流通し、利用されてしまったら、当該個人の権利利益は失われてしまう。また、損害を被ることもあり得る。当該個人は、失った権利利益を回復しようとする場合、個人情報保護委員会に協力を依頼できるか。</p> <p>【個人】</p>	<p>本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
826	1 本ガイドラインの位置付け	<p>1. 本ガイドラインの位置付け</p> <p>(2)「仮に個人データが不正に流通した場合でも、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対して報告徴収・立入検査を行い(法第40条)、当該記録を検査することによって、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要がある。」とある。</p> <p>d 見ず知らずの会社から、購入勧誘のダイレクトメールが届いたり、購入勧誘の電話が掛かってきたりする。自分の個人データが不正に取得されて流通し、不正に利用されていると推測される。</p> <p>このような場合、当該個人データの本人が自己の個人データの更なる不正流通と不正利用を止めるために、個人情報保護委員会に自己の個人データの流通経路の特定を依頼することができるか。また、特定して貰えたとして、個人情報保護委員会に個人データの不正利用の停止、個人データの廃棄ほかを当該個人情報取扱事業者に命じて貰えるか。説明して頂きたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
827	1 本ガイドラインの位置付け	<p>1. 本ガイドラインの位置付け</p> <p>(3)本ガイドラインは、複雑である。個人情報取扱事業者に、理解するにも実行するにも多大な負担を強いるものと思われる。本ガイドラインの理解度は個人情報取扱事業者により相当程度異なり、また実行度合いも個人情報取扱事業者により相当程度異なることとなるのではないか。</p>	<p>一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。また、御意見も踏まえ、個人情報取扱事業者において、改正後の法を正しく理解し適切に遵守いただけるよう、引き続き、周知広報活動を行ってま</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方	
		結果として、本ガイドラインは、個人データの不正取得と不正流通の防止の実効性に欠けるものと思われる。 【個人】	います。	
828	1	本ガイドラインの位置付け	1. 本ガイドラインの位置付け(4)「違法に入手された個人データの流通を抑止する」にはガイドラインの制定では駄目で、法自体を見直すべきである。次の趣旨の規定を法に設けるべきである。○「個人情報取扱事業者は、第三者提供を受けた個人データまたは個人情報を、当該本人を対象として利用しようとする場合は、当該本人に対して個人データまたは個人情報の取得源および取得事由を明示しなければならない。」また、法第18条に次の規定を追加すべきである。○「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、その取得源および取得事由を速やかに本人に通知しなければならない。」【個人】	御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
829	2-1	明文により確認・記録義務が適用されない第三者提供	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-1 明文により確認・記録義務が摘要されない第三者提供(意見) 「(1) 法令に基づく場合(法第23条第1項第1号関係)」は、適用されないとあるが、当社から他社へ債権譲渡する際は、民法等の関連法令に基づき行っているため、第三者提供時の確認記録義務は適用されないと理解してよいか。 (理由) 債権譲渡は法令に基づき実施しているため。 【日本貸金業協会】	一般的に、債権譲渡について規定する民法の条文をもって、個人データを第三者提供する行為が「法令に基づく場合」とは解されないものと考えられます。
830	2-1	明文により確認・記録義務が適用されない第三者提供	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-1 明文により確認・記録義務が摘要されない第三者提供(意見) 「(1) 法令に基づく場合」は適用されないとあるが、クレジットカード利用者より苦情の申出を受けた場合の調査のために第三者と個人データ提供(又は受領)することは、割賦販売法第30条の5の2に基づき行っているため、第三者提供時の確認記録義務は適用されないと理解してよいか。 (理由) 判断の明確化のため。 【日本貸金業協会】	一般的に、苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを規定する条文をもって、個人データを第三者提供する行為が「法令に基づく場合」とは解されないものと考えられます。
831	2-1-1	法第23条第1項各号に掲げる場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(案)に対する意見等 犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認手続を履行するために、法人顧客から実質的支配者(個人である場合を前提とする。以下同じ。)の個人データを受領する場合は、法第23条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に該当し、確認・記録義務が適用されないと理解してよいか。	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、改正後の法第26条の「個人データ」の該当性は受領側の個人情報取扱事業者を基準に判断されます。また、一般論として、

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>また、銀行がアレンジャー／エージェントに就任するシンジケーション取引において、参加確定金融機関から、犯罪収益移転防止法にもとづく取引時確認事務を受託する場合に、銀行が法人顧客から実質の支配者の情報を受領するときは、法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に該当し、確認・記録義務が適用されないと解してよいか。</p> <p>上段の例において、銀行も当該シンジケーションに貸付人として参加する（銀行も特定取引を行う当事者として取引時確認を行う）場合と、銀行は参加せずエージェントのみ務める（銀行との関係では特定取引が発生しない）場合とで、解釈に差異が生じ得るか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>犯罪収益移転防止法に基づいて個人データの提供を受ける場合は「法令に基づく場合」に該当するものと考えられます。</p>
832	2-1-1 法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合	<p>(該当箇所) (通則編) p45 3-4-1(2) (確認・記録義務編) p.3 2-1-1(2) (意見等)</p> <p>以下の事例は、法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、また、法 25 条第 1 項但書に該当し、提供元の個人情報取扱事業者は、第三者提供に係る本人の同意の取得義務および記録の作成等義務はないと理解してよいか。</p> <p>個人情報取扱事業者が、海外の弁護士に争訟案件を委任する際に、下記の個人データを提供する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①争訟の相手方の個人データ (例: けがをさせた相手等) ②被保険者側の個人データ (例: 被保険者法人の従業員等) ③上記①、②に該当しない「第三者の個人データ」(例: 目撃者、相手方の関係者等) <p>(理由)</p> <p>法第 23 条および第 25 条より、個人データを第三者提供する場合、原則として本人の同意および記録の作成等が必要とされているが、左記のような場合は法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、本人の同意および記録の作成等義務がないことを確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	<p>一般論として、御指摘の事例は、改正後の法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し得るものであり、その場合には記録義務は適用されないものと考えられます。</p>
833	2-1-1 法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合	<p>(該当箇所) (確認・記録義務編) p.3 2-1-1(2) (意見等)</p> <p>保険金請求のため、個人情報取扱事業者である被保険者が、当該保険金請求に係る事故の相手方の個人データを保険会社に提供する場合、法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、提供者である個人情報取扱事業者は法第 25 条に基づく記録の作成等義務はないと理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>法第 25 条より、個人データを第三者提供する場合、原則として記録の作成等が必要とされてい</p>	<p>一般論として、御指摘の事例は、改正後の法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し得るものであり、その場合には記録義務は適用されないものと考えられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>るが、左記のような場合は法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し、記録の作成等義務がないことを確認したい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	
834	2-1-1 法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合	<p>意見 37 【確認記録義務編 2-1-1 p.3】確認記録義務を適用しないこととする例外条件には全く根拠がない法 25 条及び 26 条の確認・記録義務が、当該個人データの提供が 23 条 1 項各号に該当する場合には、例外として適用されないこととなっていることについて、ガイドラインはその理由、趣旨を明らかにしていない。例えば、「人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 23 条第 1 項第 2 号関係）」に適用されないと説明されているが、なぜ、この場合には確認・記録義務が免除されるのか、その考え方が理解できない。そもそも、法 23 条 1 項各号は、本人同意なき第三者提供を原則的に禁止する法 23 条 1 項の規定についての例外であるから、「本人同意を得ることが困難であるとき」が含まれているのであって、それに対して法 25 条及び 26 条の確認・記録義務は、本人同意のあるなしに関わらず課すものであるから、本人同意の困難性によって例外の条件とするのは、不合理の極みである。同様に、「公衆衛生の向上又は児童の健全の育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 23 条第 1 項第 3 号関係）」にも適用されないと説明されているが、こうした公益のために「特に必要がある場合」というのは、慎重な判断の上で行うことが求められるものであるから、むしろこういう場合にこそ、提供の記録を残すことは重要であると言うこともできるはずである。このことから、今改正で導入される確認・記録義務は、根元から崩壊している出来損ないの制度であると言うべきであり、次の法改正で根本から見直すか、廃止すべきものである。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>本意見募集改正後の法第 25 条第 1 項及び第 26 条第 1 項において「ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない」として、例外として確認・記録義務が適用されないことが定められており、本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案は法律の条文を踏まえ適用関係を明らかにしたものです。なお、本意見募集はガイドライン案に対するものであり、法律の条文は対象外と考えます。</p>
835	2-1-2 法第 23 条第 5 項各号に掲げる場合	<p>【外国にある第三者に個人データを提供する場合の確認・記録義務の適用】の中で記載されている「類型Ⅰ：本人の「同意」（法第 24 条）がある場合＝外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」と「類型Ⅱ又は類型Ⅲの中の「2-1-2 法第 23 条第 5 項各号に掲げる場合」に該当しない場合（*2）の解説にある法第 23 条第 1 項柱書の本人の同意＝外国とせず第三者への提供を認める旨の本人の同意」との区別が不明瞭であるため、「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」「外国とせず第三者への提供を認める旨の本人の同意」の記載を加えていただけることを願います。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	<p>御指摘の適用表は、改正後の法第 24 条と、同法第 25 条・第 26 条との条文上の対応関係を示すものであることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
836	2-2 解釈により確認・記録義務が適用されない第	<p>（御意見）</p> <p>「解釈により確認記録義務が適用されない第三者提供」とある。</p> <p>この措置は、いわゆる名簿屋対策であり、適法に取り扱っている事業者へ過度な負荷をかけない主旨と想定される。しかしながら、個人情報漏洩して、トレーサビリティを確保するためであるならば、適法に扱っている事業者へも確認・記録義務を課すべしである。</p>	<p>実質的に確認・記録義務を課す必要性に乏しい第三者提供について適用されないこととするものであり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	三者提供	<p>(理由)</p> <p>いわゆる名簿屋に関連する事案からみて、名簿屋は自ら本人から個人情報の収集を行うことはほとんどなく、適法に収集した企業から、適法・場合によっては不法に収集して外部に販売するケースがほとんどである。</p> <p>適法に個人データなどが流通している事業者間においても、確認・記録をしておかなければ、万一の事案が発生した場合のトレースバックができない、途切れて解明できなくなる。</p> <p>従って、トレーサビリティを確保することが目的であるならば、例外なく、確認や記録を義務化すべきである。</p> <p>【株式会社富士通総研】</p>	
837	2-2	<p>解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供</p> <p>・第三者提供時の確認・記録義務編2-2は、「確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したもの」(パブコメ1015~1017番)ということによいか、確認されたい。なお、現実的な規制が望ましいとしても、それはあくまでも法の解釈として許容される範囲内に留まる必要があるところ、「本人に代わって提供」等の概念は、法に規定されていないものであり、かつ、法の想定する記録義務の範囲を大幅に狭めるものであって、法改正ないしは最低でも政令・規則レベルで行うべきであって、ガイドラインでこのような内容を規定することは違法ではないか。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案2-2は、改正後の法第25条及び第26条に基づく確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものであり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。</p>
838	2-2	<p>解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供</p> <p>・第三者提供時の確認・記録義務編2-2の解釈は「法25条と法26条に限定される」のか、それとも「法23条」等の「第三者提供」一般に適用されるのか、回答されたい。例えば、本人が公開している個人情報を外国にある第三者に提供する場合、第三者提供時の確認・記録義務編2-2-1-3を根拠に、第三者「提供」ではないとして法24条が提供されないという理解でよいか。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案2-2は、改正後の法第25条及び第26条に基づく確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものです。</p>
839	2-2	<p>3.「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案(第三者提供時の確認・記録義務編)」に対する意見</p> <p>(1) 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供</p> <p>第三者提供時の確認・記録義務に関するガイドライン案には、受領者の確認・記録義務が課されない場合については、いくつかの類型について規定されているものの、提供時の記録義務については課されない場合が少なく、実務上の負担が相当程度増えることが想定されます。</p> <p>例えば、受領者にとって個人情報に該当しない場合には、確認・記録義務が課されないが、提供者の記録義務は課されることとなっています。この場合、提供者と受領者とで課される規制のバランスを欠いており、また、トレーサビリティの確保という観点からも過度な規制と思われる。</p> <p>したがって、提供者に課される記録義務についても、実務を踏まえ、過度な負担とならないよ</p>	<p>本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案2-2は、改正後の法第25条及び第26条に基づく確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものであり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えられます。</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			う、義務が課されない類型をさらに検討すべきであると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	
840	2-2-1	提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-1において、「確認・記録義務の趣旨に鑑みて、その他にも、実質的に同義務が適用されない類型があることを排除するものではない。」とされているが、ここにいう「確認・記録義務の趣旨」とは「違法に入手された個人データの流通の防止」、「個人データが不正に流通した場合における、流通経路の事後的な特定」（いずれも、第三者提供時の確認・記録義務編 1 の記載参照）を指すという理解でよいか。例えば、兄弟会社間での個人情報の授受（本人同意またはオプトアウトによる）について、委託にも共同利用にも該当しないという場合、両者の親会社が、個人データが違法に入手されていないと認識しているという理由で、確認義務がないと判断することはできるか明らかにされたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の運用が一概に否定されるものではないと考えられますが、個人データの提供を受けた個人情報取扱事業者の義務が免責されるわけではないことに留意が必要です。
841	2-2-1	提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（案）に対する意見等銀行がアレンジャー／エージェントに就任するシンジケーション取引において、参加確定金融機関から取引時確認事務を受託する場合に、犯罪収益移転防止法にもとづき法人顧客から受領した実質的支配者の個人データを、当該参加確定金融機関に提供する。これは、本来であれば、法人顧客から各参加確定金融機関が実質的支配者の個人データを受領すべきところ、各参加確定金融機関の委任（準委任）を受け、アレンジャー／エージェントに就任した銀行が各参加確定金融機関に代わって受領し、それを各参加確定金融機関に提供しているものであり、法人顧客からすれば、実質的に各参加金融機関に提供しているとみなすことができることから、確認・記録義務が適用されないと解してよいか。また、借入人の実質的支配者以外の個人データ（例えば借入に係る保証人の個人データ）について、当該保証人本人から直接アレンジャーに対して提供があり、他の金融機関への伝達を依頼された場合には、「本人に代わって提供」しており、確認・記録義務が適用されないと解してよいか。【一般社団法人全国銀行協会】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、改正後の法第 26 条の「個人データ」の該当性は受領側の個人情報取扱事業者を基準に判断されます。また、一般論として、犯罪収益移転防止法に基づいて個人データの提供を受ける場合は「法令に基づく場合」に該当するものと考えられます。加えて、個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものと解されます。個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断されることとなります。御指摘の例も、保証人本人から見て、アレンジャーから他の金融機関に対する提供が具体的に特定できている場合は、「本人に代わって」に該当するものと解されるものと考えられます。
842	2-2-1	提供者及	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えま

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	(案) に対する意見等 「2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合」において、「また、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、その他にも、実質的に同義務が適用されない類型があることを排除するものではない」とあるが、現時点で他の類型があるのであれば明示いただきたい。また、今後、そうした類型をどのような手段で提示いただけるのか明示いただきたい。 加えて、ガイドライン案で記載された類型に、具体的な取引が該当するかどうかについては、個人情報取扱事業者で判断することが許容されているのか確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	す。
843	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 外国送金は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の取引により、「本人に代わって」又は「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う」個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
844	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 手形・小切手取引は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	手形法・小切手法に伴う手形・小切手取引に付随する個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
845	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 電子記録債権取引は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の取引により、「本人に代わって」行われる個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
846	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用さ	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 従業員持株信託 (従業員の依頼にもとづき雇用主である事業者と信託が個人データの授受をするもの) は、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、	御指摘の取引により、「本人に代わって」又は「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う」個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	れない場合	その理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	
847	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 財形貯蓄制度における金融機関および事業者間の勤労者にかかる個人データの授受は、以下の点から、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。 【説明】 財形貯蓄契約自体は、勤労者と金融機関の個別の貯蓄契約であるが、事業者と労働組合との間で締結される協定書において、「事業者が、給与から控除した金額を勤労者に代わって銀行等へ預入する等この貯蓄に必要な手続を行うものとする」等の文言が記されているようなケースは、勤労者が、貯蓄に関する手続全般に関する代理権を事業者に付与しているものと考えられることができる。また、事業者と労働組合との間で締結される協定書において、そのような記載がない場合においても、勤労者が事業主に対して天引依頼書を提出することからも、勤労者は、財形貯蓄制度のスキーム上、事業者が勤労者に代わって金融機関への預入手続を行うなど、事業者が個人の取引に深く関与することを承知の上で、金融機関との間で貯蓄契約を締結しているものと考えられることができる。したがって、事業者から金融機関への勤労者の個人データの提供は、「本人に代わって」提供を行っていると考えられる。 さらに、金融機関から事業者に対する勤労者の個人データの提供は、事業者を通じて勤労者に情報を伝えるために行われるものであり、「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う事例」と考えられる。 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の取引により、「本人に代わって」又は「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う」個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
848	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 以下の取引は、顧客の依頼にもとづき個人データの授受を行うものであり、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。 ・銀行のローンに関する信用保証会社と銀行間の情報授受 ・提携ローンにおける銀行と提携先 (職域提携ローンにおける提携企業や、業者提携ローンにおける不動産業者等) 間の情報授受 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の取引により、「本人に代わって」又は「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う」個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
849	2-2-1 提供者及び受領者	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 与信判断等のために、取引先から送付されるデータ (本人同意あり) に、	個別の事例ごとに判断されることとなりますが、一般論として、受領者の意思とは関係なく、一方的

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	に確認・記録義務が適用されない場合	<p>「個人データ」が含まれるケースがある。金融機関として当該個人データの提供までは要求していない場合に、そうした望まない個人データの受領にまで確認・記録義務を課すことは、正常な事業活動を行う事業者に対し過度な負担を負わせることとなり妥当でない。このような場合には、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」の類型とし、少なくとも受領者については確認・記録義務が課されないと整理いただきたい。【一般社団法人全国銀行協会】</p>	<p>に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、改正後の法第 26 条の確認・記録義務は適用されないものと考えられます。</p>
850	2-2-1 提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 6 ページ 2-2 (質問)</p> <p>次の事例は、「2-2 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」に含めて解してよいと考えるが、そう考えて良いか。</p> <p>(事例)</p> <p>債権譲受人が金融機関から債権の買取りを行うに際して、当該金融機関と守秘義務契約を締結して入札に参加する場合において、債権譲受候補者が当該金融機関から提供を受けた債務者データ(個人データ)を利用して譲渡対象債権のデューデリジェンスを行い、入札価格を提示したものの、落札に至らず、守秘義務契約に基づき当該データを速やかに削除する例。</p> <p>(理由)</p> <p>(1) 一般に、金融機関と債権譲受人との間で行われる債権譲渡においては、債権譲受人は、原債権者としての金融機関が有している権利を引き継ぐことになる。</p> <p>そのため、当該債権譲受人は、金融機関が本人に通知・公表している(併せて金融分野のガイドライン等に基づき同意を取得している)利用目的の範囲内で、債務者データを取り扱うことになり、債権譲渡により本人の権利利益侵害のおそれが増大するものではない。</p> <p>この点は、債権譲渡に先立って行われる譲渡対象債権のデューデリジェンスにおいても同様である。</p> <p>このように本人の権利利益侵害のおそれが増大しないという点は、合併その他の事由による事業承継に伴って個人データが移転する場合(法第 23 条第 5 項第 2 号)と類似すると考えられる。</p> <p>(2) また、債権譲渡人たる金融機関の立場からすれば、譲渡対象債権について適正な市場価格を把握した上で、譲渡先を選定することは重要である。</p> <p>そのため、債権譲受候補者において、譲渡対象債権のデューデリジェンスを行い、入札価格を提示することは、当該候補者のために行う業務という側面に加えて、当該金融機関のための業務という側面があり、金融機関と債権譲受候補者との間に一定の信頼関係が存在する。</p> <p>この点は、個人データの取扱いの委託がある場合(法第 23 条第 5 項第 1 号)と類似すると考えられる。</p> <p>(3) これらの点に照らせば、上記の例については、形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供であると思われることから、</p>	<p>御理解のとおりです。御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>「解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」に該当するものとして取り扱ってよいと考えられる。</p> <p>【一般社団法人 全国サービサー協会】</p>	
851	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>(御意見) 「(1)本人による提供」の意味がわかりにくい。また、本人が単に不特定多数に提供したケースを示しているのか、それともサイト事業者が介在する第三者提供なのかが、判別できない。</p> <p>(理由) 6～8行目のSNS等の例は、下記のいずれなのかが判別できない。</p> <p>(解釈1) SNS等を使って、本人が自ら公開していると解釈する →この場合は、第三者提供の提供でも受領ではないため、ここに記載するのは適当でない。</p> <p>(解釈2) サイト運営事業者のSNS等を使って、本人が自ら個人情報等をインプットすると、当該サイト運営事業者の設備が(ITシステムであるため)、自動的に不特定多数に対して、第三者提供をすると解釈する。 →この意味ならば、サイト運営事業者が第三者提供をITシステムで行っている。例えば、タイトルを「本人が自ら操作指示する第三者提供」といった名称にすべきである。</p> <p>【株式会社富士通総研】</p>	<p>御指摘の点におかれましては、本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案2-2-1-1(1)にも記載しているとおり、事業者が運営するSNS等に本人が入力した内容が自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものと整理しているものであることから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
852	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>(御意見) 「本人に代わって提供」とあるが、これが意味することが解りにくい。</p> <p>これは、第三者提供先の法人・個人を本人が確知している場合を意味すると理解して良いか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三提供はあらかじめ本人の同意を得た上で行われる。提供する「行為」自体は個人情報取扱事業者が必ず行うので、常に本人に代わって提供するものであるから、「代わって」と書かれていると、どのケースが該当して、どのケースが該当するのかが合理的に判断できない。 ・ P8の事例1～8を見ると概ね、第三者提供先が本人からみて、確実に認識できるケースと思われる。よって、例えば「提供先を本人が確知できる場合」とした方が理解できる。 ・ 提供先を本人が確知できる場合の事例 <p>昨今、どの会社も使っているリクルート会社のサイトの事例である。就職を希望する学生が、会社紹介サイトで、自分の個人情報を提供したい企業を業種などで一覧表示して、応募を希望する会社群に対してレ点をつけると、レ点をつけた企業だけに当該学生の個人情報が応募希望先の会社に提供される。会社側は一定期間ごとに、希望学生の個人データをダウンロードして第三者提供を受ける。この場合は、学生は提供先を確知している。</p> <p>【株式会社富士通総研】</p>	<p>個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものと整理しているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>なお、個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断されることとなります。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
853	2-2-1-1 「提供者」の考え方	ガイドライン「第三者提供時の確認・記録義務編」の「2-2-1-1 提供者の考え方」の中で、「(1) 本人による提供」又は「(2) 本人に代わって提供」に該当する場合は、実質的に「提供者」による提供ではないものとして、確認・記録義務は適用されない。」と示されています。 実質的に「提供者による提供」ではないのであれば、当然に「第三者提供の制限の原則」も課されないと解釈できると考えますが、ガイドライン「通則編」のP45には「(1) 本人による提供」又は「(2) 本人に代わって提供」に該当する場合を示さず、ガイドライン「第三者提供時の確認・記録義務編」に示されている意図が分かりません。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案においては、基本的に、改正後の法第23条第1項に基づきあらかじめ本人の同意を得た第三者提供のうち、確認・記録義務の趣旨に鑑みて実質的に同義務を課する必要性に乏しいものについて、同義務の対象にならない旨を示しているものです。
854	2-2-1-1 「提供者」の考え方	ガイドラインP8の【本人に代わって個人データを提供している事例】の中で「事例2)」のみで「当該顧客の同意を得た上で」という記述があります。ここで取上げられる事例は「提供者による提供ではない事例」に当たるものですので、「第三者提供に関する本人同意」は不要であると考えます。そうすると、事業者の過度な負担を回避するために、この「当該顧客の同意を得た上で」というものは何に関して当該顧客の同意を得たとするのかを記していただくことを願います。【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案においては、基本的に、改正後の法第23条第1項に基づきあらかじめ本人の同意を得た第三者提供のうち、確認・記録義務の趣旨に鑑みて実質的に同義務を課する必要性に乏しいものについて、同義務の対象にならない旨を示しているものです。
855	2-2-1-1 「提供者」の考え方	ガイドラインP8の【本人に代わって個人データを提供している事例】の中にある「事例2)」の解釈として 「事業者が従業員からの希望により給料を銀行口座に振り込む場合」もこれに当たると解釈して良いのでしょうか。 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	御指摘の例は、「2-2-1-2『受領者』の考え方」の事例に該当するものと考えられます。
856	2-2-1-1 「提供者」の考え方	・第三者提供時の確認・記録義務編2-2-1-1(1)の「本人による提供」は、例えばSNS事業者が、公開されているプロフィールや投稿から一定の属性のものを抽出して、例えば「〇〇地域居住者のリスト」「〇〇に興味を持っているユーザーリスト」等を第三者に有償又は無償で提供するというサービスを行う場合でも、そもそもこれらの情報は元々プロフィールまたは投稿として公開されているので、やはり「本人による提供」であって、第三者提供ではないという理解でよいか、確認されたい。また、例えば、SNSの標準で提供する検索機能を用いて「東京都千代田区」で検索することで、プロフィールに東京都千代田区が入っているユーザーリストを抽出することも、やはり「本人による提供」であって、第三者提供ではないという理解でよいか、確認されたい。もし、これらの事例が第三者提供だというのであれば、これと、「本人による提供」として整理されている「個人情報取扱事業者がSNS等を通じて本人に係る個人データを取得したとき」とどのように異なるかを説明されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	事業者が運営するsns等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものです。御指摘の例は、いずれもこれに該当しないものと考えられます。
857	2-2-1-1 「提供者」の考え方	・第三者提供時の確認・記録義務編2-2-1-1(2)の「本人に代わって提供」については、「当該提供を具体的に特定」できているか否かがポイントとなると理解されるが、例えば「専門業者・弁護士等のリストから紹介を行う場合」(事例6)等、提供される相手の範囲が数万人(例	個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人デ

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>例えば2015年版弁護士白書によれば弁護士の人数は3万6415人だそうである)であっても、「本人に代わって提供」と言えるということであるが、そうすると、提供の相手方の人数が何人であっても、「弁護士の紹介のため」等と、目的が具体的に特定されていれば、「当該提供を具体的に特定」できていると解してよいか、確認されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>一々の提供をしているものと解されます。個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断されることとなります。一般的に、目的のみを特定している場合は、「本人に代わって」と解されないものと考えられます。</p>
858	2-2-1-1	<p>「提供者」の考え方</p> <p>・「本人に代わって提供」について、本人甲の配偶者が事業者 A に甲の個人情報の記載された書面を渡したが、当該書面の宛先は事業者 B であるというケースのように、委託が数段階に渡る場合（上記ケースでは、甲→配偶者→事業者 A→事業者 B という委託関係）でも、該当するのか、明らかにされたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものと解されます。個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断されることとなりますので、御指摘の例も、上述の要素を総合的に考慮して個別の事例ごとに判断されることとなります。</p>
859	2-2-1-1	<p>「提供者」の考え方</p> <p>・「本人に代わって提供」について、本人が事業者 A に個人情報を提供するとともに、同じ個人情報を B に送るよう事業者 A に依頼する場合、事業者 A から事業者 B への個人情報の移転は、第三者提供と整理されるのか、それとも、「本人に代わって提供」と整理されるのか明らかにされたい（どちらになるかによって、法 23 条～法 26 条の適用の有無が変わるため、実務上非常に重要であるから、質問している。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案 2-2 は、改正後の法第 25 条及び第 26 条に基づく確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものです。なお、御指摘の例は、「本人に代わって」に該当し得るものと考えられます。</p>
860	2-2-1-1	<p>「提供者」の考え方</p> <p>(対象資料) 確認・記録義務編 2-2-1-1 (2) 本人に代わって提供 (意見) 親子会社間での協働事業における顧客紹介において、当該顧客からの口座開設、注文発注など</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>の申し込み事実があり、かつ、当該申し込みに際して当該顧客が親子会社間で授受される情報の内容、提供先等を認識し、当該提供を具体的に特定できていると考えられる場合には、親子会社間で情報を授受することは「本人に代わって提供」していることになり、確認・記録義務が課される第三者提供に該当しないという理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	
861	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>(対象資料) 確認・記録義務編 2-2-1-1 (2) 本人に代わって提供 (意見) 顧客から知人の紹介として個人データの提供を受ける場合、紹介者と被紹介者間では紹介に関する合意が取れていることが少なくないと考えられる。そのような合意があると認められる場合は、紹介者は被紹介者の個人情報を「本人に代わって提供」しているとして、個人データの第三者提供には該当せず、被紹介者の個人情報を取得した事業者には、個人データの第三者提供の受領に係る確認・記録義務が課されないという理解でよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
862	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 ATM のオンライン連携において、例えば、A銀行のキャッシュカード所有者が、B銀行の ATM で出金を行う場合には、A銀行とB銀行との間で当該カード所有者の個人データを授受することとなる。B銀行からA銀行に対する個人データの提供 (支払要求の電文送信) は、「本人に代わって提供」されるものであり、A銀行からB銀行に対する個人データの提供 (支払許可電文) は、「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介して第三者提供を行う事例」であり、「形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供」に該当すると考えられるが、その理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御指摘の取引により、「本人に代わって」又は「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介して第三者提供を行う」個人データの授受については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
863	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等「2-2-1-1 「提供者」の考え方 (2)」において、「なお、本人から個人データの提供の委託等を受ける場合において、当該個人データに、「本人」以外の者の個人データが含まれる場合もあり得る」とある。その趣旨は、本人から個人データの提供の委託等を受けた場合において、当該個人データに「本人」以外の者の個人データが含まれる場合があり、そうした場合においても確認義務・記録義務はないとの理解でよいか。【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御理解のとおりです。
864	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) (案) に対する意見等 銀行が、本人からグループ会社等 (証券会社・信託銀行・不動産会社等) の紹介を求められ、本</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>人の「氏名・住所等の連絡先・ニーズ（資産運用ニーズ等の単なるニーズ。具体的な金額等は含まない）」の情報を提供する場合は、本人に代わって個人データを提供している事例に当てはまるか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	
865	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（案）に対する意見等</p> <p>「2-2-1-1 『提供者』の考え方」の「(2) 本人に代わって提供」において、「取引先・契約者から、専門業者・弁護士等の紹介を求められ、専門業者・弁護士等のリストから紹介を行う場合」は、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されないとされている。</p> <p>これは、例えば、銀行が、取引先A社からの依頼にもとづき、取引先B社の窓口担当者の氏名・連絡先等を、同窓口担当者の同意を得て、A社に伝達する場合にも該当するとの理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	御理解のとおりです。
866	2-2-1-1 「提供者」の考え方	<p>(項目)</p> <p>2-2-1-1. 「提供者」の考え方 (P7)</p> <p>(確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の前提において、団体保険（団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険）契約・財形保険契約に基づいて、団体・保険会社間、共同取扱契約における保険会社間および幹事保険会社の交代時に新旧保険会社間で行う個人データの提供は、「本人（被保険者及び保険金等の受取人）が当該提供を具体的に特定できている」に該当し、本人からの委託等に基づいて個人データを提供していると評価し得ることから、本ガイドラインにおける「本人に代わって提供」に該当すると考えてよいか。 －団体保険・財形保険は、団体が福利厚生制度の一環として導入しているものであり、加入・更新手続や保険金等の請求手続は、団体を經由して行われる。 －加入・更新手続の際には、団体に所属する者のうち加入を希望する者が被保険者となる任意加入型の団体保険・財形保険では、加入を希望する者が、当該提供に同意のうえ、加入・更新手続を行っている。また、団体に所属する者全員が被保険者となる全員加入型の団体保険は保険法第38条または同法第67条に基づき、加入に際して被保険者の同意を取得しているが、当該同意について、被保険者ごとに同意を取得する方法のほか、「保険会社向けの総合的な監督指針」IV-1-16 (3) のとおり、被保険者となることの同意がその真意に基づいたものであることを確保する方法で取得しており、同時に当該提供の同意も取得している。具体的な取得方法として、団体から所属する者に対して被保険者となること、および当該提供に関する同意について文書等で通知を行い、その内容に関して不同意の申出があった方は保険に加入させず、不同意の申出がない事実をもって、被保険者となること、および当該提供の同意を取得している。 －保険金等の請求手続の際には、保険金等の受取人が、当該提供に同意のうえ、保険金等の請求 	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			手続きを行っている。 【一般社団法人 生命保険協会】	
867	2-2-1-1	「提供者」の考え方	(対象条文) (1)本人による提供 事業者が運営する SNS 等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものである。したがって、個人情報取扱事業者が SNS 等を通じて本人に係る個人データを取得したときでも、SNS 等の運営事業者及び取得した個人情報取扱事業者の双方において、確認・記録義務は適用されない。なお、閲覧行為と、法第 26 条の義務の関係については、「2-2-2-2 『提供を受けるに際して』」を参照のこと。 (意見) SNS に本人が入力した内容を公開されることに本人が同意しているかなどを当該 SNS のホームページの個人情報保護方針などで確認する義務も無い、と考えていいか。 (理由) 本人が知り得ないところで個人情報が公開されている SNS の可能性がないとは限らないため 【株式会社セールスフォースドットコム】	御理解のとおりです。
868	2-2-1-1	「提供者」の考え方	(該当箇所) (第三者提供時の確認・記録義務編) p.8 2-2-1-1(2) (意見等) 会社間で代表取締役の名義で締結する契約書面を授受する際、授受する行為自体は事務担当者間で行われることが一般的だが、その場合であっても、代表取締役の氏名に係る個人データを「本人に代わって提供」しているものとして理解してよいか。 (理由) 会社の規模等によっては、書面の授受が代表取締役間では行われなことが通常であるため、このようなケースを(第三者提供時の確認・記録義務編) p.8 の事例 5 と同視できるか確認したい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	個人情報取扱事業者が、機関としての代表者の氏名を提供する行為は、確認・記録義務が適用される第三者提供ではないものと考えられます。
869	2-2-1-1	「提供者」の考え方	意見 38 【確認記録義務編 2-2-1-1 p.7 (1)】 SNS 事業者が主体的に提供を行う場合は「本人による提供」とは言えないが、確認・記録義務が課されない理由をどう理解すればよいか本件ガイドライン案は、確認・記録義務における「提供者」の考え方として、「事業者が運営する SNS 等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものである。」とし、確認・記録義務は適用されないとしている。確認・記録義務を適用しないことには賛同するものであるが、SNS から提供される個人データが、常に「本人による提供」と言えるかには疑問がある。SNS の利用者のプロフィールページは、ブログのページと同様に、確かに「本人による提供」と言ってよいものと言えるかもしれないが、今日の SNS はそのような単純なものばかりではない。例えば、	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事業者及びサービスについてはお答えしかねますが、一般論として、事業者が運営する SNS 等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものと整理しているものです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>Facebook では、友達の書き込みがシャッフルされて流れるように表示されるが、これがどのような順序で表示され、また表示されないかは、Facebook が独自のアルゴリズムによって決定しているものであり、提供の主体は Facebook と言うべきである。EU 諸国のデータ保護法では、controller と processor の語で個人情報取扱事業者の役割を区別しており、プロフィールページのような単純な例を「本人による提供」とみなす時は、SNS 事業者を processor とみなすというものと言えるのかもしれないが、Facebook が独自のアルゴリズムによって人々の書き込みを表示するしないを選択しているのは、processor とは言えず、Facebook 自身が controller であると言うべきであろう。したがって、そのような SNS 事業者が主体的に提供を行う場合には、確認・記録義務はどのような理屈で免除されることになるのか、明らかにされたい。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	
870	2-2-1-1	<p>「提供者」の考え方</p> <p>(1) 通則編 p15 2-2-1-1 「提供者」の考え方「(2) 本人に代わって提供」</p> <p>本項では、個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしていることから、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されず、確認記録義務があるか否かは、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断することになる。と記載されている。</p> <p>例えば、A 社の提供する役務と B 社の提供する別の役務とをセットで販売して、A に本人の個人情報を渡すような場合、本人は具体的に A 社と B 社の間で個人データが受け渡しされることが具体的に特定できるケースとして、個人情報保護法第 23 条の委託には当たらない場合もこのケースに該当し、記録・確認義務が適用されないことを確認したい。また、このようなケースを本項に追加したらどうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものと解されます。個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断されることとなります。御指摘の例も、本人から見て、セット販売を行う A 社から B 社に対する提供が具体的に特定できている場合は、「本人に代わって」に該当するものと解されるものと考えられます。</p>
871	2-2-1-1	<p>個人情報保護法ガイドライン（確認記録義務編）（案）</p> <p>2-2-1-1 「提供者」の考え方</p> <p>(2)本人に代わって提供</p> <p>以下のような場合、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 1 号の「委託」の場合に該当しないことから、A 社は、メーカーに対して、お客様の個人データを第三者提供していることになると思われるが、これは「本人に代わって」個人データを提供しており、提供者（A 社）、受領者（メーカー）のいずれに対しても確認・記録義務は適用されないと解釈してよいか。</p> <p>A 社は、メーカーから購入した製品を、お客様に販売している小売業者である。</p> <p>ただし、A 社は、当該製品の在庫は保管しておらず、お客様に販売する場合には、メーカー（又は卸売業者）に当該お客様の住所を伝え、メーカーから当該製品を当該お客様に送付してもらっ</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>ている。 (なお、A社とメーカー間には委託契約はなく、売買契約があるのみであり、当該売買契約に基づく当該製品の納品先をお客様の住所としているだけである。また、A社とお客様との契約書には、メーカーから当該製品が直接送付される旨が規定されている。)</p> <p>【匿名】</p>	
872	2-2-1-1	<p>「提供者」の考え方</p> <p>(該当箇所) 確認記録義務編 2-2-1-1-1-(2) (意見) 「事例 4) 本人がアクセスするサイトの運営者が、本人認証の目的で、既に当該本人を認証している他のサイトの運営者のうち当該本人が選択した者との間で、インターネットを経由して、当該本人に係る情報を授受する場合は個人情報の授受に該当しないため削除する、もしくはより明確に記述すべき。 (理由) たとえば、本人がアクセスするサイトのログイン ID が、Facebook の ID である場合、当該サイトから Facebook への認証リクエストは非個人情報の提供であり、Facebook から当該サイトに返却される情報は非個人情報に認証結果を加えたのみのものであり、個人情報の授受にあたりとはいえない。これを個人情報であるとする既存の事業運営に多大な悪影響をもたらすと考えられるため。またこれは、Web サービスに限らず、リアルでのクレジットカード・ポイントカードの認証についても同様であると考え。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御指摘の個別のサービスについてはお答えしかねますが、個人データの提供に該当するか否かは個別の事例ごとに判断されるべきものであるため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。</p>
873	2-2-1-1	<p>「提供者」の考え方</p> <p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-1-1 「提供者」の考え方 (意見) 企業が、第三者である事業者が提供する災害時安否確認システム(災害時に従業員が架電、電子メール、ウェブサイトへのアクセス等により自身や家族の安否状況を報告・登録するシステム)を利用する目的で、その従業員の氏名や連絡先等の個人データを事前登録のために当該第三者に提供する場合は、企業が本人である従業員に代わって本人の個人データを第三者に提供する場合と解されるか。それとも、企業が提供の主体である(「本人に代わって」ではない)と解するべきか。</p> <p>【個人】</p>	<p>本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例又はサービスについてはお答えしかねますが、一般論として個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該個人情報取扱事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものと解されます。そして、個人情報取扱事業者が本人からの委託等に基づいて個人データを提供しているものと評価し得るか否かは、主に、委託等の内容、提供の客体である個人データの内容、提供するとき及び提供先の個人情報取扱事業者等の要素を総合的に考慮して、本人が当該提供を具体的に特定できているか否かの観点から判断されることとなります。</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、企業が第三者に委託に基づき従業員情報を提供するときは確認・記録義務は適用されません。
874	2-2-1-2	「受領者」の考え方	・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-1-2 の「本人と一体と評価できる関係」とは、同居の親族であれば基本的には「本人と一体と評価できる関係」と解してよいか回答されたい。また、親族関係の有無にかかわらず、本人が「この人を介して自分の情報を提供して欲しい／提供してもよい」と同意している場合は、「本人と一体と評価できる関係」と解してよいか、回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	前段の御質問については、常に家族であることをもって本人側と評価されるものではなく、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて実質的に判断する必要があります。後段の御質問については、御理解のとおりと考えられます。
875	2-2-1-2	「受領者」の考え方	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編の9ページ5～6行目 (御意見) 「法人が、受取人の個人の氏名、口座番号などの個人データを…口座に振り込む場合」は、修正すべきである。 (理由) まず理由の一つ目として、個人データを口座に振り込むわけではなく、文章の係り受けが適切でない。理由の二つ目として、本人と一体と評価できる関係にある者と事例の関係性が明瞭ではない。この事例の場合、被仕向銀行が振込金受取人と一体と評価できるので、振込依頼人が被仕向銀行に受取人の個人データを提供する行為は、確認・記録義務の適用外ということの意味しているのか。であれば、それを記載すべきではないか。「提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介して第三者提供を行う事例」として説明があるが、振込依頼者は、振込金受取人に受取人の個人データを提供することを意図しているのではないのではないか。 【弁護士 21 名共同提出】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。 【修正前】 振込依頼人の法人が、受取人の個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行の振込先の口座に振り込む場合 【修正後】 「振込依頼人の法人が、受取人の口座に振り込むため、個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合」
876	2-2-1-2	「受領者」の考え方	(対象資料) 確認・記録義務編 2-2-1-2 「受領者」の考え方 (意見) 当該個人につき成年後見、保佐又は補助が開始された場合、その法定代理人である成年後見人のみならず、保佐人、補助人(但し、当該同意の対象となっている行為につき補助が開始している場合を想定。)も、「本人と一体と評価できる関係にある者」に当たるという理解でよいか。 【日本証券業協会】	一般論として、代理権等の範囲内である場合には、「本人と一体と評価できる関係にある者」に該当するものと考えられます。
877	2-2-1-2	「受領者」の考え方	(対象資料) 確認・記録義務編 2-2-1-2 「受領者」の考え方 (意見) 個人が破産し、破産管財人から破産者である当該個人に係る個人情報又は個人データの提供を求められた場合、破産管財人は破産者である当該個人との関係で「本人と一体と評価できる関係にある者」に当たるという理解でよいか。	一般論として、破産管財人の管理処分権等の範囲内である場合には、「本人と一体と評価できる関係にある者」に該当するものと考えられます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
878	2-2-1-2 「受領者」の考え方	<p>【日本証券業協会】</p> <p>(対象資料) 確認・記録義務編 2-2-1-2 「受領者」の考え方 (意見)</p> <p>被相続人が死亡し、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は法人となり相続管理人が選任される場所(民法951条・952条)、相続財産管理人から故人である被相続人についての情報であると同時に、生存する遺族等に係る情報でもある(個人情報又は個人データにも該当する)財産等の情報の提供を求められることがある。</p> <p>この場合、一般的に、</p> <p>① 相続財産法人は被相続人の権利義務を承継した相続人と同様の地位にあり(最高裁判決昭和29年9月10日裁判集民15号513頁参照)、</p> <p>② 相続財産管理人は民法103条に定める管理行為と同法957条に示す清算行為の範囲内で、相続財産法人を代理する権限がある、と解されている。</p> <p>上記①の解釈を前提とすれば、相続財産管理人が提供を求める当該財産等の情報は、相続財産「法人」の情報又はデータであり、個人情報には当たらないことから、上記提供には個人情報保護法は適用されないと考えてよいか。</p> <p>仮に、当該財産等の情報が個人情報保護法上の個人情報又は個人データに当たるとしても、当該財産等の情報の提供を求める行為が相続財産管理人の代理権の範囲にある行為に当たると解されるとすれば(上記②参照)、相続財産管理人に対して提供することは、「本人と一体と評価できる関係にある者」への提供となり、第三者への提供に当たらないと解してよいか、それとも第三者への提供に当たるものの、法23条1項1号の「法令に基づく場合」に当たると解してよいか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、生存する遺族等に係る個人データを第三者に提供するときは、相続財産法人の成立にかかわらず、個人情報保護法上の第三者提供の規律に服することとなります。</p> <p>また、御指摘の相続人のあることが明らかでないときに選任される相続財産管理人は、そのことのみをもって、本人たる生存する遺族等と一体と評価できる関係にある者とは解されないものと考えられます。</p> <p>なお、当該第三者提供が、「人の…財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、確認・記録義務は適用されません。</p>
879	2-2-1-2 「受領者」の考え方	<p>(提出意見)</p> <p>確認・記録義務編 P.8 2-2-1-2 「受領者」の考え方について 家族について、「本人と一体と評価できる関係にある場合」と「本人と一体と評価できない場合」についてそれぞれの条件を例示していただきたい。</p> <p>また、P.9で挙げられている事例は、本人が同席していると推測されるので、「本人不在で提供する場合」の事例を記載いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>わかりきったような内容ではなく判断に悩むような内容を例示として挙げていただきたい。</p> <p>【東京電力ホールディングス株式会社 ビジネスソリューション・カンパニー】</p>	<p>本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案2-2-1-2に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したのではなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。</p> <p>御指摘の事例におきましても、本人が同席している場面に限定する趣旨ではなく、本人が同席していない場面においても、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて、「本人と一体と評価できる関係にある場合」に該当し得るものと考えられます。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方	
			なお、「本人と一体と評価できる関係にある場合」に該当するか否かは、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて実質的に判断する必要がある旨を御指摘の箇所に記載しているため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。	
880	2-2-1-2	「受領者」の考え方	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-1-2 「受領者」の考え方 (意見)</p> <p>【提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行う事例】の、「事例) 振込依頼人の法人が、受取人の個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行の振込先の口座に振り込む場合」は、「…個人データを…振り込む」となっており文意が通らない。誤植ではないか。</p> <p>【個人】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 振込依頼人の法人が、受取人の個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行の振込先の口座に振り込む場合</p> <p>【修正後】 「振込依頼人の法人が、受取人の口座に振り込むため、個人の氏名、口座番号などの個人データを仕向銀行を通じて被仕向銀行に提供する場合」</p>
881	2-2-1-3	「提供」行為の考え方	<p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の9ページ・18行目●意見内容 公開情報を収集してデータベース化している事業者から当該情報の提供を受ける場合は、元の情報が公開情報であることから確認・記録義務は適用されないとの認識でよいか。●理由 実務における記録義務の対応範囲を明確にするため。【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御指摘のデータベースの内容が、「不特定多数の者が取得できる公開情報」である場合には、当該データベースの提供を受ける行為については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
882	2-2-1-3	「提供」行為の考え方	<p>・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-1-3 の「特定」とはどのような意味か。例えば、SNS上で友人限定公開だとしても、その友人が1000人いる場合には「公開」と考えてよいか。1万人ならどうか。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般論として、御指摘の例は不特定多数の者が取得できる公開情報には該当しないものと考えられます。
883	2-2-1-3	「提供」行為の考え方	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-1-3 「提供」行為の考え方 (意見)</p> <p>公開情報を収集してデータベース化している事業者から当該情報の提供を受ける場合は、元の情報が公開情報であることから確認・記録義務は適用されないと理解してよいか。</p> <p>(理由) 実務における記録義務の対応範囲を明確にするため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	御指摘のデータベースの内容が、「不特定多数の者が取得できる公開情報」である場合には、当該データベースの提供を受ける行為については、確認・記録義務は適用されないものと考えられます。
884	2-2-1-3	「提供」	(該当箇所)	実質的に新規の第三者提供と同視される場合を除

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	行為の考え方	<p>(第三者提供時の確認・記録義務編) p.9 2-2-1-3 (意見等)</p> <p>個人情報取扱事業者が、本人以外の者(「当初の提供元」)から個人情報の提供を受けた場合において、あらかじめ公表している利用目的の範囲内で、後日、当初の提供元に対して、同じ内容の個人データを提供することがある。この場合のように、個人データの提供を受ける者(当初の提供元)にとってあらたな個人情報を取得することとはならないケースについても、公開情報について「受領者の取得行為を提供者が代行している」ケースと同じように、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されないものと理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>過去取引があった顧客に対して、再度の取引を勧誘するにあたって、過去の取引内容を記載した書面を提供することがあるが、このような方法での勧誘に際しては、記録の作成は必要ないことを確認したい。典型事例として、前年の贈り先を示しつつ歳暮の注文を勧誘するケース、前年の補償内容・補償対象者を示しつつ保険の更新を勧誘するケースなどが考えられる。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>	き、御理解のとおりと考えられます。
885	2-2-1-3 「提供」行為の考え方	<p>2-2-1-3 「提供」行為の考え方</p> <p>「不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものである・・・」とある。次の事例の情報もここで言う公開情報に当たるか。</p> <p>《家屋建築現場に掲出される建築お知らせ看板(タイトルが例えば「〇〇様邸新築工事」のようなもの)と建築現場の住所による土地登記簿閲覧で近々着工予定の施主達および着工済みでも短日数しか経っていない施主達の名簿を作成する。この名簿を調度品販売会社や外構工事会社など家屋新築情報を有益とする会社に販売する。》</p> <p>上記事例で名簿を購入する側の個人情報取扱事業者にも確認記録義務は有ると考えて良いか。</p> <p>【個人】</p>	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、特定の地域の住民を対象として提供されている情報は、不特定多数の者が取得できるとはいえないものと解されます。
886	2-2-1-3 「提供」行為の考え方	<p>2-2-1-3 「提供」行為の考え方で、「他方、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報などについては、ここでの整理は当てはまらない。」と書かれているが、特定の者に公表している情報について、当該特定の者に同じ情報を提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されないとしていただきたい。</p> <p>【匿名】</p>	御理解のとおりです。
887	2-2-2-1 法第26条の「個人データ」の該	<p>ガイドラインP10で「(1) 受領者にとって「個人データ」に該当しない場合」として示される中に下記のものも該当するのか、「受領者」「提供者」の双方にとって「個人データ」に該当しないのか明確に示していただくことを願います。</p> <p>生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している市販の電話帳、住</p>	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別のサービスについてはお答えしかねますが、一般論として、個人情報データベース等に該当しなければ、個人データにも該当しま

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		当性	宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等 【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	せん。
888	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-1 (1) ①について、個人情報取扱事業者の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺 1 枚を取り出してそのコピーを他の個人情報取扱事業者の営業担当者に渡す場合において、受領者がそれをすぐにデジタル化して取引先名簿データベースに登録するつもりでこれを受け取り、かつ、その直後に実際にデジタル化して取引先名簿データベースに登録したという場合、受領した側の個人情報取扱事業者は確認・記録義務を負わないということによいか。(もし確認・記録義務を負わないということであれば、トレーサビリティ確保という法の趣旨が徹底されるか疑問がある。もし確認・記録義務を負うということであれば、第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-1 (1) ①の事例との実質的違いはないことから、どのような場合に受領者にとって個人データに該当しないのかの判断が不明確であって疑問がある。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	基本的に御理解のとおりです。本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案 2-2 は、改正後の法第 25 条及び第 26 条に基づく確認・記録義務が正常な事業活動を行っている事業者に対する過度な負担となることを避けるため、現実的な規制の在り方について示したものです。
889	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-1 (1) ①に関して、アイウエオ順に並んだ名刺ファイルの、全ての名刺をコピーした後、コピーされた紙をシャッフルして検索不能にして提供する場合、受領した側にとっては個人データではなく、また、「本来であれば個人データに該当する」ものにも該当しないと思われるが、この場合、受領者の確認・記録義務はないということによいか、確認されたい。(なお、その後、受領した側が受領した紙を元に、アイウエオ順に復元した場合でもその解釈に変わりはないか、あわせて確認されたい。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本来であれば個人データに該当するにもかかわらず、確認・記録義務を免れる目的のために、あえて形式的に「個人データには該当しない個人情報」として提供を受ける行為は、法の潜脱であり、確認・記録義務を免れることはできないものと考えられます。
890	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-1 (2) 事例 1 について「個人を特定できない」は、匿名加工情報等の程度まで個人特定可能性を奪い、完全に非個人情報化する必要があるのか。それとも単に氏名欄を削除する等すれば足りるのか、回答されたい。例えば、鉄道事業者が IC カード利用実績データから氏名を削除したデータを第三者に提供した場合、これは「氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データ」といえるか、回答されたい。(そもそも、個人情報を非個人情報化することが困難と認識されたことから、匿名加工情報制度が導入されたところ匿名加工情報等の程度まで本当に徹底的に非個人情報化しなければ「氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データ」といえないのであれば、この例外を設けることによる事業者にとってのメリットはほとんどない(「使えない」例外である)反面、単に氏名を削除したデータセットとするだけで確認・記録義務が免れられるのであれば、それはそれでトレーサビリティ確保という法の趣旨が徹底されるか疑問があることから質問している。) 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第 26 条の要件の該当性は、同条の名宛人である個人情報取扱事業者を基準に判断することとなります。
891	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	(該当箇所) 確認記録義務編 2-2-2-1 (2) P10	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えし

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	人 データ」の該当性	<p>(ご意見)</p> <p>【質問】個人情報取扱事業者が第三者から氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データの提供を受けた場合や、提供元第三者で管理している ID 番号のみが付された個人データの提供を受けた場合、受領者にとって個人情報ではない、との説明がなされている。共同研究先の私立大学から企業が、氏名を削除し ID 番号化した臨床情報を含むデータを受領する場合、受領した個人情報取扱事業者において総体的に評価した上で当該データは個人情報(個人データ)に該当しないと判断することは可能か？</p> <p>国立大学から氏名を削除し ID 番号化した臨床情報を含むデータの提供を企業が受けた場合、受領した個人情報取扱事業者において総体的に評価した上で当該データは個人情報(個人データ)に該当しないと判断することは可能か？</p> <p>提供された臨床情報に、例えば非常に稀な遺伝子変異情報が含まれている、患者数が極めて少ない疾患に関する情報である、などの場合を除けば、個人を特定できる可能性はほぼ無いため、個人情報でないと判断される。この理解で良いか？</p> <p>【日本製薬工業協会 研究開発委員会】</p>	<p>かねますが、改正後の法第 26 条の要件の該当性は、同条の名宛人である個人情報取扱事業者を基準に判断することとなります。</p>
892	2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性	<p>第三者提供時の確認・記録義務編 (該当箇所)</p> <p>2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性</p> <p>(1)受領者にとって「個人データ」に該当しない場合</p> <p>①判断主体 (意見)</p> <p>『個人情報取扱事業者の営業担当者が、取引先を紹介する目的で、データベースとして管理しているファイルから名刺 1 枚を取り出してそのコピーを他の個人情報取扱事業者の営業担当者に渡す場合、受領した側の個人情報取扱事業者は確認・記録義務を負わない。』と例示されているが、「金融機関における個人情報保護に関する Q&A 問Ⅱ-7③によると、提供者にとっては、当該名刺は「個人情報データベース等を構成する」と言え、「個人データ」に該当するため、確認・記録義務は適用されるという理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人外国損害保険協会】</p>	<p>個人情報取扱事業者が個人データを第三者提供を行う場合であっても、本ガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) 案の「2-1 明文により確認・記録義務が適用されない第三者提供」「2-2 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供」に該当する場合には、記録義務は適用されません。</p>
893	2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性	<p>(該当箇所)</p> <p>2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性 (意見)</p> <p>(1)で説明されている「個人データ」該当性の基準並びに(2)の「個人情報」該当性の基準は、法第 4 章全体で共通に用いることが可能であると考えてよいでしょうか。</p> <p>(理由)</p>	<p>本ガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) 案 2-2-2-1 は、改正後の法第 26 条の要件の該当性を示したものです。</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			見出しは「法第 26 条の「個人データ」の該当性」として法第 26 条に於けるものとしているが、(2)において法第 19 条から法第 34 条との関係が示されています。 また、法において、特に断りがない場合、同じ用語は同じ意味定義を指し示すものであると認識しています。「個人データ」は法第 2 条に定義されている用語であることから各条による意味の使い分けはないと理解しています。 【日本製薬工業協会】	
894	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	(該当箇所) 2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性 (意見) (2)の「個人情報」該当性の基準は、通則編 2-1 の記述、特に(※4)と矛盾するのではないのでしょうか。 (理由) 通則編 2-1 では、容易照合性基準が示されており、提供元にて氏名等を削除し、管理番号を付与した個人データは、提供元と提供先の間契約あるいは取引関係等がある場合は通常、容易照合性基準によって容易照合性があるとみなされると理解しています。 【日本製薬工業協会】	本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案 2-2-2-1 は、改正後の法第 26 条の要件の該当性を示したものです。
895	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	(項目) 2-2-2-1.法第 26 条の「個人データ」に該当しない場合 (P9) (確認) ・「(1) 受領者にとって「個人データ」に該当しない場合」の事例として、「管理しているファイルから名刺 1 枚を取り出してそのコピーを個人情報取扱事業者の営業担当者に渡す場合」との事例があるが、たとえば、友人から顧客を紹介してもらおう場合に、1 名ではなく、夫婦・家族の連絡先をまとめて紹介いただく場合がある。このような場合、個人データに該当しない形式であれば、顧客紹介いただく情報が 1 名ではないことをもって、第三者提供の確認・記録義務の対象になることがないという理解でよいのか。 【一般社団法人 生命保険協会】	御理解のとおりです。
896	2-2-2-1	法第 26 条の「個人データ」の該当性	意見 39 【確認記録義務編 2-2-2-1 p.10(1)】 いずれ個人情報データベース等に格納することを予定して個人情報の提供を受ける場合には「個人データとして提供を受けている」とみなすべき「個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合、仮に、後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても、法第 26 条の確認・記録義務は適用されない」とされているが、次のような場合にはどうか。事業者 A が、例えば 5 分毎に 1 回ずつ、個人情報データベース等から取り出した 1 つの個人データを、事業者 B に提供する事業を行っている。提供を受ける事業者 B は、日々、提供を受けた個人情報を個人情報データベース等に入力せず、散在情報の状態で溜め込む。そして、事業者 B は、閉店日である日曜日の夜に、バッチ処理によ	御指摘の例については個別事例ごとの判断となりますが、一般論としては、「本来であれば個人データに該当するにもかかわらず、確認・記録義務を免れる目的のために、あえて分断して形式的に『個人データには該当しない個人情報』として提供を受ける行為」に該当するか否かは、個人データの提供の目的・態様、本人・提供者・受領者間の関係、個人データの内容等の要素を総合的に考慮して判断するも

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>て、散在情報として溜め込んでいた事業者 A から提供を受けた数千件の個人情報を、個人情報データベース等に入力する。このような場合、事業者 B は、「個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合」に該当するため、確認・記録義務は課されないことになるのか。ガイドラインには、「本来であれば個人データに該当するにもかかわらず、確認・記録義務を免れる目的のために、あえて分断して形式的に「個人データには該当しない個人情報」として提供を受ける行為は、法の潜脱であり、確認・記録義務を免れることはできない。」とあるが、上記の例は、事業者 B の本来の事業の形態であって、「確認・記録義務を免れる目的のために」そうしているものではないとすれば、やはり、確認・記録義務は課されないことになるのか。このような場合には、事業者 B の事業設計として、いずれ個人情報データベース等に格納することを予定して、個人情報の提供を受けているのであるから、「個人データとして提供を受けている」とみなして、確認・記録義務は適用されるものとするべきではないか。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>のと考えられます。</p>
897	2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性	<p>意見 40 【確認記録義務編 2-2-2-1 p.10(2)】誰にとって「個人を特定できないように」の意味なのかを常に明確にして記述すべき</p> <p>「受領者にとって個人情報に該当しない事例」として、「事例 1) 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データの提供を受けた場合」との記述があるが、「個人を特定できないように」とは、誰にとって「個人を特定できない」という意味なのか。</p> <p>これは、受領者にとって「個人を特定できないように」提供者が加工したという意味だと推察するが、それならば、そのように明確に記述するべきである。なぜなら、このような曖昧な記述は、読者に「氏名を削除するなど」すれば一般的に非個人情報化できるものとの誤解を増長させることになりかねないからである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>御指摘の箇所については、「受領者にとって」個人を特定できないという意味であることが明示されているため、誰にとってであるかは現状の案で明確に御理解いただけるものと考えます。</p>
898	2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性	<p>意見 41 【確認記録義務編 2-2-2-1 p.10(2)】「個人データの提供を受ける」の文が、「提供者による個人データの提供」を受けるとの意味と、受領者が「個人データとして提供を受ける」との意味とで、混在して用いられているので改めるべき</p> <p>「受領者にとって個人情報に該当しない事例」として、「事例 1) 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データの提供を受けた場合」との記述があるが、受領者にとって個人情報とならないようにされた情報であるにもかかわらず、「個人データの提供を受けた場合」とはどういうことか。</p> <p>これは、ここの「個人データの提供を受けた」との文は、「提供者による個人データの提供」を受けたという意味であり、提供者にとって個人データである状況を表したもの（氏名を削除するなどしてもなお個人データの提供となる場合があるため）と推察する。</p> <p>しかし、そのような解釈に基づく記述は、本節 2-2-2-1 での「個人データの提供を受ける」の解釈と食い違うこととなるので、都合が悪いのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】 事例 1) 提供者が氏名を削除するなどして個人を特定できないようにした個人データの提供を受けた場合 事例 2) 提供者で管理している ID 番号のみが付された個人データの提供を受けた場合</p> <p>【修正後】 御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「事例 1) 提供者が氏名を削除するなどして個人を</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>すなわち、この「事例 1)」の「個人データの提供を受けた場合」との文は、法 26 条の「個人データの提供を受ける際は」と類似の文であるから、「事例 1)」での解釈は法 26 条にも適用されるはずとの類推が働き、法 26 条の「個人データの提供を受ける」についても、提供者にとって「個人データ」であるものが提供され、それを受けることを言うのであると解されることとなる。しかし、2-2-2-1 節では、受領者にとって「個人データ」となる場合のみが、「個人データの提供を受ける」と解釈するのだとしているのであるから、矛盾してしまう。</p> <p>したがって、この「事例 1)」の文章は書き直すべきである。続く「事例 2)」も同様である。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>特定できないようにしたデータの提供を受けた場合 事例 2) 提供者で管理している ID 番号のみが付されたデータの提供を受けた場合</p>
899	2-2-2-1	<p>法 第 26 条の「個人データ」の該当性</p> <p>▼第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2</p> <p>「法第 26 条の要件の該当性は、同条の名宛人である受領者を基準に判断する必要があるため、提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した場合は、同条の確認・記録義務は適用されない。」とある。提供元にとって個人情報であるならば提供先たる委託先企業に対しても同等の取り扱いを求めるのが現行法の妥当な法解釈とされる提供元理論に基づく対応と考えていたが、上記は「受領者にとって個人データに該当しない情報を受領した」場合は義務を適用されないとあり委託と第三者提供の違いはあれども、「何の基準をもって個人情報と認識すべきか？」という判断基準において根本的な相違があるように解せる。意図や考え方をガイドラインで例示して頂きたい。</p> <p>【匿名】</p>	<p>御指摘の箇所に記載しているとおり、改正後の法第 26 条の要件の該当性を同条の名宛人である受領者を基準に判断する旨を示しているものであり、提供者を基準に個人データに該当するものを委託した際の監督義務(同法第 22 条)などについては現行法から変更はないことから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。</p>
900	2-2-2-1	<p>法 第 26 条の「個人データ」の該当性</p> <p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-1 法第 26 条の「個人データ」の該当性 (意見)</p> <p>「(1) 受領者にとって『個人データ』に該当しない場合」において、「個人データに該当するにもかかわらず、…あえて分断して形式的に『個人データには該当しない個人情報』として提供を受ける行為は、…確認・記録義務を免れることはできない」とあるが、受領者が関知しないところで提供者が一方的に個人データを分断して提供した場合は、受領者に法の潜脱の意図はなく(したがって、提供された個人情報が受領者にとって個人データに該当すると認識できない)、結果的に確認・記録義務を免れると解されるか。(提供者に法の潜脱の意思はなく、例えば必要な個人情報のみを提供したものとす。)</p> <p>【個人】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
901	2-2-2-2	<p>提供を受けるに際して</p> <p>・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-2 の「提供を受ける」(法 26 条)と「取得」(法 17 条)は同じ意味でよいか。意味が異なるなら、どう異なるのか回答されたい。</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>改正後の法第 26 条の「提供を受ける」は、第三者から個人データの提供を受ける行為を指します。他方、改正後の法第 17 条の「取得」は、当該行為に限定されず、取得行為一般を含みます。</p>
902	2-2-2-2	<p>提供を受</p> <p>・第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-2 の「提供を受ける」について、閲覧がこれに</p>	<p>改正後の法第 26 条は、個人情報取扱事業者が「個</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	けるに際して	<p>該当しないということは分かるが、それ以外に何が「提供を受ける」に該当し、何が該当しないのか全く分からない。例えば、「口頭や電話で個人情報を聞いたが、転記等しなかった場合」「個人情報がビデオやテープに録画・録音されていたが、すぐに消去した場合」、「個人情報を含む書面が届いたが、すぐにシュレッダーに入れる、ないしは個人情報部分を黒塗りして復活できなくした場合」「個人情報を含むメールが届いたがすぐに削除をし、システム上に残っていない場合」にそれぞれ「提供を受ける」に該当するか、回答されたい。この関係で、通則編 2-13において「提供」にはネットワークを通じた利用権限の付与が含まれるとされていることからすると、付与された利用権限が閲覧に限定されているとしても、「提供（利用権限の付与）」を「受ける」に当たるように思えるが、このケースでも、閲覧であるから提供を受けるには該当しないとの命題は通用するのか、明らかにされたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	人データ」の提供を受ける際に適用されます。
903	2-2-2-2 提供を受けるに際して	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（案）に対する意見等</p> <p>受領者に「提供を受ける」行為がないときは、確認・記録義務は適用されないとのことであるが、この提供が定期的・反復的に行われるものであっても、同様に記録・確認義務は適用されないという理解でよいか。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	個別の事例ごとに判断されることとなります。
904	2-2-2-2 提供を受けるに際して	<p>（該当箇所）</p> <p>第三者提供時の確認・記録義務編の 11 ページ・ 8～10 行目の以下の記載</p> <p>また、口頭、FAX、メール、電話等で、受領者の意思とは関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、法第 26 条の確認・記録義務は適用されない。</p> <p>（意見）</p> <p>以下の通り、「クラウドサービスその他電磁的記録を送信する手段等により」「(当然に、受領者にとって第三者提供に該当しない)」を追記していただきたい。</p> <p>また、口頭、FAX、メール、電話、クラウドサービスその他電磁的記録を送信する手段等により、受領者の意思とは関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、法第 26 条の確認・記録義務は適用されない（当然に、受領者にとって第三者提供に該当しない）。</p> <p>（理由）</p> <p>クラウドサービス利用者がネットワークを介して利用するクラウド上に個人データをアップロードすることがあるが、アップロード先であるクラウドサービス事業者に「提供を受ける」意思も行為もないため。</p> <p>【特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会】</p>	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るところ、一律に規定することはできないものと考えられますが、一般論として、手段を問わず、受領者の意思とは関係なく、一方的に個人データを提供された場合において、受領者側に「提供を受ける」行為がないときは、改正後の法第 26 条の確認・記録義務は適用されないと解されることから、現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
905	2-2-2-2 提供を受けるに際して	<p>意見 42 【確認記録義務編 2-2-2-2 p.11】 閲覧することが「提供を受ける」に当たらないとする英断解釈に賛同する</p> <p>「提供を受ける」の解釈として、「法 26 条の確認・記録義務は、受領者にとって、「第三者から個人データの提供を受ける」行為がある場合に適用されるため、単に閲覧する行為については、「提供を受ける」行為があるとは言えず、法第 26 条の義務は適用されない。」とされているが、単に閲覧する行為が「取得」に当たらないとするのはまだ理解できるところ、「提供を受ける」との語は、国語的に言ってどのように読んでも、提供する側の行為が実行されていてそれを受けたのであれば「提供を受けた」ことになるとしか考えられないが、このようにいくぶん無理のある解釈をすることによって、無用な確認・記録義務が課されることが回避されることは、英断であり、その趣旨に賛同する。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	賛同の御意見として承ります。
906	2-2-2-2 提供を受けるに際して	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 2-2-2-2 「提供を受けるに際して」 (意見)</p> <p>受領者が個人データを単に閲覧する行為は「提供を受ける」行為ではないとのことだが、では、それ以上の行為を行った場合に、どの時点で「提供を受けた」と解されるのか。例えば、特定のウェブサイトで公開された個人データを PC で閲覧し (閲覧した個人情報が受領者にとって個人データである場合)、さらに具体的に以下のそれぞれの行為を行った場合は、受領者が個人データの提供を受けたと解される (受領者としての確認義務が発生する) のか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人データを、受領者が有する個人情報データベースに追加 (記入、入力等) する。 2. 1.の場合のほか、個人データを手元の文書 (メモ等) に書き写す 3. 1.の場合のほか、個人データを文書ソフトやメールソフト上でテキストデータとして入力する (いわゆるコピー・ペーストを含む)。さらに、電子メールの添付ファイル又は本文として送信する。 4. 1.の場合のほか、個人データを画像データとして保存する (いわゆる、プリントスクリーン又はスクリーンショット) 5. 4.の後、保存した画像データを PC 上で画像ソフトを使用して表示する。さらに、画像データを電子メールの添付ファイルで送信する。 6. 個人データが表示された画面を印刷して打ち出す 7. 個人データが公開されている URL を手元の文書 (メモ等) に書き写す (URL 自体は個人データに該当しない) 8. 個人データが公開されている URL を文書ソフトやメールソフト上でテキストデータとして入力する (いわゆるコピー・ペーストを含む。URL 自体は個人データに該当しない)。さらに、電子メールの添付ファイル又は本文として送信する。 	一般論として、個人データの提供を受けるとは、当該個人データを自己の占有に移転する行為を指します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			9. 同室の他人又は電話で話をしている相手に聞かせる目的で個人データを読み上げる 【個人】	
907	3-1-1	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の12ページ・8行目</p> <p>●意見内容 第三者の代表者の氏名の確認に関して、代表者は変更されることが想定される場所、反復・継続的な授受の取引においては、法人番号を取得しておき、いつでも代表者を確認できる状態にしておくことで、代表者の氏名を確認できていると理解してよいか。</p> <p>●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	法人番号をもって、代表者の氏名を確認しているものとするとはできないものと解されます。
908	3-1-1	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	第三者提供時の確認・記録義務編(該当箇所)3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(法第26条第1項第1号、規則第15条第1項関係)【その他の適切な方法に該当する事例】(意見)『事例4:信頼性における民間のデータ業者のデータベースを確認する方法』とあり、「民間のデータ業者」は、帝国データバンク等の信用調査会社を想定していると思われるが、その信頼性を判断する基準はあるのか。【一般社団法人外国損害保険協会】	一律の基準はありません。
909	3-1-1	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(案)に対する意見等 「3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」において、代表者の氏名ではなく、当該代表者から権限委譲されている役員等を確認・記録することで確認・記録義務が果たされていると整理していただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	法第26条第1項第1号の「代表者」には、代表権を有する者の他、確認の対象となる第三者提供を業務として執行する権限を有している者も含まれます。
910	3-1-1	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (意見) 第三者の代表者の氏名の確認に関して。代表者は変更されることが想定される場所、反復・継続的な授受の取引においては、事例2)にあるように法人番号を取得しておき、いつでも代表者を確認できる状態にしておくことでガイドラインを充足していると理解してよいか。	法人番号をもって、代表者の氏名を確認しているものとするとはできないものと解されます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		氏名	(理由) 許容される事例の確認のため。 【日本貸金業協会】	
911	3-1-1	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	提出意見箇所【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名】記載されている代表者の定義について確認したく意見を提出しました。この確認の目的は受領する第三者の法人を特定することが目的であり、必ずしも形式的に会社法上の代表者を確認する必要はなく、例えば代表権がなくとも権限移譲された役員等や企業から提出された業務執行責任者を確認し、法人を特定させることができれば良いのではないかと考えますがいかがでしょうか。 【匿名】	法第 26 条第 1 項第 1 号の「代表者」には、代表権を有する者の他、確認の対象となる第三者提供を業務として執行する権限を有している者も含まれます。
912	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	◆意見 7 【該当箇所】(第三者提供時の確認・記録義務編) P12-13 「3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯」 【意見】(1) P12 最下行から P13 1 行目に記載の『取得の経緯』を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが適法に入手されたものではないかと疑われる場合』について、「適法に入手されたものではないかと疑われる場合」を「適法に入手されたものではないと疑われる場合」に修正するか、または「適法」を「違法」に修正すること (2) P13 3 行目に記載の『仮に、適法に入手されたものではないかと疑われるにもかかわらず』について、「適法に入手されたものではないかと」を「適法に入手されたものではないと」に修正するか、または「適法」を「違法」に修正すること 【理由】違法に入手することが問題であると考えられるが、適法に入手することが問題であるように読めてしまうため修正すべきである。 【日本税理士会連合会】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部分が修正箇所）。 【修正前】 「取得の経緯」を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが <u>適法に入手されたものではないかと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。</u> 仮に、 <u>適法に入手されたものではないかと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第 17 条第 1 項の規定違反と判断される可能性がある。</u> 【修正後】 『取得の経緯』を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが <u>適法に入手されたものではないと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。</u> 仮に、 <u>適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第 17 条第 1 項の規定違反と判断される可能性がある。</u> 」
913	3-1-2	第三者による個人	(対象資料) 確認・記録義務編 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯 (法 26 条 1 項 2 号、規則 15	個別の事例ごとに判断することとなりますが、提供者からの口頭による申告により確認する方法も否

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	データの取得の経緯	<p>条2項関係) (意見) p.12~13には、改正法第26条第1項第2号にかかる記述として「個人情報の第三者からの取得の経緯の確認として適切な方法の事例」に「提供者が別の者から個人データを買取っている場合には売買契約書などを確認する方法」「提供者が本人から書面等で当該個人データを直接取得している場合に当該書面等を確認する方法」「提供者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法」などがあるが、これらはあくまで例示に過ぎないとしても、提供者からの口頭での申し出だけでは不十分であるように見える。実務上は、提供者の厚意により名簿等の提供をいただくこともあるわけであり、本件例示を見るかぎり、実務上過重な規制とならないだろうか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	定されるものではないと考えられます。
914	3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯	<p><意見1>■該当箇所12ページ・最終行~13ページ・3行目■意見「個人データが適法に入手されたものではないかと疑われる場合に」(2カ所あり)を次のように修正していただきたい。⇒「個人データが適法に入手されたものではないかと疑われる場合に」または「個人データが不正に入手されたものではないかと疑われる場合に」■理由文理解釈上、意味が逆になっていると思われるため。なお、13ページ・下から2行目では、「個人データが適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず」と適切な表現になっている。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部分が修正箇所)。</p> <p>【修正前】 「取得の経緯」を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが適法に入手されたものではないかと疑われる場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。仮に、<u>適法に入手されたものではないかと疑われるにもかかわらず</u>、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」</p> <p>【修正後】 「『取得の経緯』を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが<u>適法に入手されたものではないと疑われる場合に</u>、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。仮に、<u>適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず</u>、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」</p>
915	3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)(案)に対する意見等</p> <p>規則第15条第2項においては、個人データ取得の経緯の確認を行う方法として、書面の提示を受ける方法に加え「その他の適切な方法」が認められているところ、例えば、「提供者に対し、個</p>	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えますが、御指摘の方法も否定されないものと考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		緯	<p>人データを適法に入手したことを対面もしくは電話等で口頭確認する方法」も許容されるとの理解でよいか。また、こうした書面によらない確認方法もガイドラインで例示いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>「適切な方法に該当する事例」として、事例 1 から事例 6 が掲げられているが、経緯の確認方法が、書面のみでは実務上の負荷が高いことから、業務円滑化、顧客への速やかなサービス提供の観点からも、書面以外の簡便な方法をガイドラインに例示頂きたいもの。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	
916	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	<p>(項目)</p> <p>3-1-2.第三者による個人データの取得の経緯 (P13)</p> <p>(確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第 15 条第 2 項【適切な方法に該当する事例】として、「事例 3)提供者による取得の経緯の確認が明示的又は黙示的に示されている、提供者と受領者間の契約書面を確認する方法」とあるが、団体保険(団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険)契約・財形保険契約は団体が福利厚生制度の一環として導入しているものであり、加入・更新手続や保険金等の請求手続は、団体を經由して行われるものであることから、団体保険・財形保険の契約書面について、「提供者による取得の経緯が明示的又は黙示的に示されている」と考えてよいか。 ・(上記が可の場合)契約書面の内容を元に契約管理情報を作成する場合、当該契約管理情報を確認することをもって、契約書面を確認する方法と同等であるとの理解でよいか。 <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
917	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	<p>(項目)</p> <p>3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯 (P12)</p> <p>(確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」の確認方法として、事例 6 で「本人による同意書面を確認する方法」とあるが、これを確認することにより、法第 23 条第 1 項又は第 24 条の本人の同意を得ている旨についても併せて確認したと言えるとの理解でよいか。 ・記録方法としては、例えば、本ガイドライン 4-2-1-2 (1) の「同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証拠等(例えば、同意取得を行う書式や、同意があることを確認したうえでシステムへ入力する事務規程の確認に基づき入力されたデータ)」をもって、「取得の経緯」「本人の同意を得ている旨」双方の記録事項とすることができるという理解でよいか。 <p>【一般社団法人 生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
918	3-1-2	第三者による個人データの	<p>(該当箇所)</p> <p>第三者提供時の確認・記録義務編の 13 ページ 5 行目</p> <p>(御意見)</p>	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。なお、個人データを委託に伴って第三者提供する場合は、確認・記録義務は適用されません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		取得の経緯	<p>「『取得の経緯』の具体的な内容は、個人データの内容、第三者提供の態様などにより異なり得るが、」とありますが、体系立てて具体的に整理の上記載いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>一般的には個人データを業務委託等で第三者に提供するケースと、ビジネスとして第三者に提供するケースに大別されると思われ、確認の観点の立て付けが大きく異なると思われる。</p> <p>【一般社団法人 情報サービス産業協会】</p>	
919	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	<p>(該当箇所)</p> <p>第三者提供編 3-1-2 P12-13</p> <p>(意見)</p> <p>有償で取得したかを削除すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>有償であるかどうかは契約当事者間の営業秘密の場合もあり、規定の趣旨から言っても大きく必要性はない。</p> <p>【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>取得行為の態様として、必ずしも記述した例示の内容の全てを確認しなければならないわけではありませぬ。したがって、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。</p>
920	3-1-2, 3-1-3	取得の経緯、法の遵守状況	<p>・第三者提供時の確認・記録義務編3-1-2及び3-1-3について、取得契約において「個人情報保護法を遵守して取得したことを表明・保証する」旨の条項を入れれば、第三者による個人データの取得の経緯及び法の遵守状況を適切に確認したといえるか、回答されたい。(第三者提供時の確認・記録義務編3-1-2事例1の「提供者が別の者から個人データを買っている場合には売買契約書などを確認する方法」等については、実際には契約書上に守秘義務条項等が入っており、契約書そのものを第三者が確認することは困難であることから確認している。)</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>第三者による個人データの取得の経緯及び法の遵守状況を適切に確認したといえるか否かは個別の事例ごとに判断されるものですが、一般論として、単に取得契約において「個人情報保護法を遵守して取得したことを表明・保証する」という条項を入れることのみをもって、取得の経緯を確認したものとはいえないものと考えられます。</p>
921	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	<p>3. 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯 (法第26条1項第2号、規則15条第2項関係) (1)「仮に、適法に入手されたものではないかと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」とある。a 「疑われる」とは具体的にどのような状況を言うのか明らかにして頂きたい。個人情報取扱事業者の担当者の「疑われる」か「疑われない」という主観だけで法違反に問われたり問われなかったりする。個人データの提供を是非とも受けようとする個人情報取扱事業者は、法違反に問われないように「疑われなかった」と主張するであろう。本規定は実効性に疑問がある。【個人】</p>	<p>現行法においても個人情報取扱事業者が果たすべき義務は当該個人情報取扱事業者が自ら判断して履行しているものであり、これは改正後の法においても変わるものではないことから、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
922	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	<p>3. 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯 (法第26条1項第2号、規則15条第2項関係)</p> <p>(1)「仮に、適法に入手されたものではないかと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」とある。</p> <p>b 「規定違反」と判断する主体は誰かを明らかにすべきである。判断主体は個人情報保護委員</p>	<p>御指摘のとおり、個人情報保護委員会が報告徴収・立入検査を行い(改正後の法第40条)、不正に流通した個人情報の流通経路を確認し、その個人情報の取扱いについて指導及び助言を行うことができます(同法第41条)。また、違反行為が有る場合におい</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>会か裁判所か、それともそれら以外の者か。「規定違反」と判断した者は、判断したらどのような措置を取るのか。明らかにして頂きたい。</p> <p>その措置の内容を明らかにすれば、不正入手個人データの利用流通を未然に防止するに実効性が上がると思われる。</p> <p>【個人】</p>	<p>て個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、それを是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告・命令することができます(同法第42条)。したがって、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
923	3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯	<p>3. 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯(法第26条1項第2号、規則15条第2項関係)</p> <p>(1)「仮に、適法に入手されたものではないかと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」とある。</p> <p>c 上記の規定は、実効性を上げるため、次のように修正すべきである。</p> <p>○「適法に入手されたものであることが明らかでない場合は、個人データの提供を受けてはならない。適法に入手されたものであることが明らかでないにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反となる。」</p> <p>【個人】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします(下線部が修正箇所)。</p> <p>【修正前】</p> <p>「取得の経緯」を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが<u>適法に入手されたものではないかと疑われる</u>場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。</p> <p>仮に、<u>適法に入手されたものではないかと疑われる</u>にもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」</p> <p>【修正後】</p> <p>「『取得の経緯』を確認する趣旨としては、提供を受けようとする個人データが<u>適法に入手されたものではないと疑われる</u>場合に、当該個人データの利用・流通を未然に防止する点にある。</p> <p>仮に、<u>適法に入手されたものではないと疑われる</u>にもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項の規定違反と判断される可能性がある。」</p>
924	3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯	<p>3. 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯(法第26条1項第2号、規則15条第2項関係)</p> <p>(2)「取得の経緯」の具体的な内容に次の事項を加えるべきである。</p> <p>a 本人が自己の個人データの第三者提供に同意しているか否か。</p> <p>b 前段階の取得者の利用目的は何か。</p> <p>c 前段階の取得者は利用目的を本人に通知しているか。あるいは本人が容易に知りうる方法で利用目的を公表しているか。</p> <p>【個人】</p>	<p>御指摘のaについては、「取得の経緯」の具体的な内容は、個人データの内容、第三者提供の態様などにより異なり得るものであり、また、御指摘の箇所の【適切な方法に該当する事例】に掲げている事例から、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p> <p>御指摘のb,cについては、本ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)案3-1-3において、</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				利用目的を確認することが望ましい事項として明示しています。
925	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	3. 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯 (法第26条1項第2号、規則15条第2項関係) (3)「取得の経緯」の具体的な内容として例示されている「いわゆる公開情報」とは具体的には何か。明らかにして頂きたい。 【個人】	不特定多数の者が取得できる情報を指します。
926	3-1-2	第三者による個人データの取得の経緯	3. 3-1-2 第三者による個人データの取得の経緯 (法第26条1項第2号、規則15条第2項関係) (4)「なお、あくまで、個人データを提供した『第三者』による取得の経緯を確認すれば足り、そこから遡って当該『第三者』より前に取得した者の取得の経緯を確認する義務はない。」とある。これでは不正に入手した個人データの利用流通を未然に防止するには実効性がない。確認させるなら何処までも遡及して確認させるべきである。 【個人】	個人データを提供する個人情報取扱事業者が自己の取得経緯を報告すれば記録をたどることは可能であり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
927	3-1-3	法の遵守状況	4. 3-1-3 法の遵守状況 (1)「受領者は、個人情報取扱事業者から個人データの提供を受ける際には、当該個人情報取扱事業者の法の遵守状況 (例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など) についても確認することが望ましい。」とある。どのようにして確認するのか、確認できなかったらどうするのか、確認した結果、遵守状況が芳しくないと判断したらどうするのか。明らかにして頂きたい。【個人】	法の遵守状況を確認する方法は、提供者の事業の内容、提供者と受領者の関係などにより異なり得るため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、法の遵守状況を確認した結果、個人データを適法に入手されたものでないと疑われる場合には、当該個人データを取得しない等の対応が考えられます。
928	3-1-3	法の遵守状況	4. 3-1-3 法の遵守状況 (2)「提供者である個人情報取扱事業者の法の遵守状況を確認した結果、提供される個人データが適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、当該個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項に違反するおそれがある。」とある。 a 「疑われる」とは具体的にどのような状況を言うのか明らかにして頂きたい。 【個人】	「提供者である個人情報取扱事業者の法の遵守状況を確認した結果、提供される個人データが適法に入手されたものではないと疑われる」か否かは、個別の事例ごとに判断されるため、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
929	3-1-3	法の遵守状況	4. 3-1-3 法の遵守状況 (2)「提供者である個人情報取扱事業者の法の遵守状況を確認した結果、提供される個人データが適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、当該個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項に違反するおそれがある。」とある。 b 個人情報取扱事業者が法第17条第1項に違反していたら一体どうなるのか、個人情報保護委員会はどうするのか。明らかにして頂きたい。 【個人】	御指摘の例においては、個人情報保護委員会が報告徴収・立入検査を行い (改正後の法第40条)、不正に流通した個人情報の流通経路を確認し、その個人情報の取扱いについて指導及び助言を行うことができます (同法第41条)。また、違反行為が有る場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、それを是正するために必要な措

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方	
			置をとるべき旨を勧告・命令することができます(同法第42条)。したがって、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。	
930	3-1-3	法の遵守状況	4. 3-1-3 法の遵守状況 (2)「提供者である個人情報取扱事業者の法の遵守状況を確認した結果、提供される個人データが適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、当該個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項に違反するおそれがある。」とある。 c 本規定は、実効性を上げるため、次のように修正すべきである。 ○「適法に入手されたものであることが明らかでない場合は、当該個人データの提供を受けてはならない。適法に入手されたものであることが明らかでないにもかかわらず、当該個人データの提供を受けた場合には、法第17条第1項に違反する。」 【個人】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
931	3-2	既に確認を行った第三者に対する確認方法	●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の14ページ・15行目 ●意見内容 「複数回にわたって個人データを授受する場合において、・・・既に規則第15条に規定する方法により確認を行い、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについて、当該事項の確認を省略することができる」との記載があるが、この記載では結局のところ全項目を確認しなければならないと読めるのだが、どのように解釈すればよいか。 ●理由 何が省略できるのかが不明確であるため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御指摘の箇所において、「例えば、個人情報取扱事業者が、同じ提供者から、既に確認・記録義務を履行した、特定の事業活動であることを認識しながら、個人データの提供を受ける場合は、提供者の名称、当該個人データの取得の経緯について「同一であることの確認」が行われているものである。」と記載しているため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
932	3-2	既に確認を行った第三者に対する確認方法	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編の14ページ3-2下から3行目 (御意見) より具体的な例示とすべきである。 (理由) 特定の事業活動であることを認識しながら提供を受ける場合というのがわかりづらい。具体的などのような場合を指しているのかわからない。 【弁護士21名共同提出】	御指摘の箇所において、「同じ提供者から、既に確認・記録義務を履行した、特定の事業活動であること」と記載していることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
933	3-2	既に確認を行った第三者に対する確認	4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編) (案)に対する意見等 既存取引先から、改正法施行後に、個人データの第三者提供を受けた場合には、既存取引先に関する確認を改めて行う必要はなく、既存取引先の同一性の確認を行えばよいとの理解でよいか。	第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に施行規則第15条第1項の方法による確認(記録を作成・保存している場合に限る。)を行っている法第26条第1項各号に掲げる事項の確認の方法は、

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	認方法	【一般社団法人全国銀行協会】	当該事項の内容と当該提供に係る事項の内容が同一であることの確認を行う方法とすることができ、施行日前に当該方法に相当する方法で確認を行っているものについても同様です。よって、御意見の「既存取引先の同一性の確認」が法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を指すものであれば、御理解のとおりです。
934	4	記録義務 (該当箇所) 3-4-5 第三者提供に係る・・・ (意見) 個人情報データの第三者への提供に関する記録またはその写しは公への提出、もしくは査察の機会があると考えてよいのか？ 【日本製薬工業協会】	改正後の法第 25 条及び法第 26 条に基づく記録は、個人データが不正に流通した場合に、委員会が個人情報取扱事業者に対して報告徴収・立入検査(同法第 40 条)等を行うことで、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要があります。
935	4	記録義務 (該当箇所) 3-4-6 第三者提供を受ける・・・ (意見) 第三者より提供される個人情報が直接外部委託者にわたる場合は外部委託者側での受領記録をこの記録に代えてよいのか？ 【日本製薬工業協会】	改正後の法第 26 条の確認・記録義務は、個人データの提供を受ける個人情報取扱事業者に適用されます。
936	4	記録義務 オプトアウトで取得した個人データを受領する場合には、新たな記録を作らなければならなくなるのか。緩和措置はないのか。 【匿名】	改正後の法第 23 条第 2 項に基づく第三者提供に係る確認記録義務については、原則どおりの適用となります。
937	4	記録義務 確認記録義務について、例えば、個人データの授受に係る基本契約書を A 社と B 社で締結し、そこに両者の代表者の氏名が書いてあった場合で、それが自動更新される契約になっているとき、どちらかの代表者が代わった場合には、いちいち基本契約書を巻き直すとか、代表者が代わった会社から、当該変更を聞きだし、記録しなければならないのか。それは、実務的に厳しいのではないのか。【匿名】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えますが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせていただきます。
938	4-1	記録を作成する方法など 電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等を発行する事業者において、「オプトアウトによる第三者提供」を採用していた場合には「4-1-2-1 原則(規則第 12 条第 2 項、第 16 条第 2 項関係)」が適用され、「4-1-2-2 一括して記録を作成する方法」、「4-1-2-3 契約書等の代替手段による方法」は適用されないと示されています。 しかし、記録事項となる イ 当該個人データを提供した年月日 ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別のサービスについてはお答えしかねますが、一般論として、「期間」では、「当該個人データを提供した年月日」に該当しないものと考えられます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>に対して提供したときは、その旨)</p> <p>ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項</p> <p>ニ 当該個人データの項目</p> <p>のうち、イについての解釈が不明瞭です。</p> <p>例えば、「カーナビの販売期間」ということで足りるのかを事例として示していただけることを願います。</p> <p>仮に「イ 当該個人データを提供した年月日」が個々に特定できない(個々のカーナビの販売日を特定できない)場合にまとめて作成した記録が、「4-1-2-2 一括して記録を作成する方法」に当たってしまう場合が無いかが検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>【改正個人情報保護法 消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】</p>	
939	4-1	<p>記録を作成する方法など</p> <p>(対象資料) 確認・記録義務編 4-1 記録を作成する方法など</p> <p>(意見) 個人データを提供先にデータ伝送している場合、伝送日時、伝送先などのログを「記録の一部」として採用することは可能か。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	御理解のとおりです。
940	4-1	<p>(該当箇所) 4-1 記録を作成する方法など</p> <p>(意見) データ取得および受領の記録についてはお互いにその写しを両者の間で交換する必要はないのか?</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	御理解のとおりです。
941	4-1, 4-2	<p>(対象資料) 確認記録義務編 4-1 記録を作成する方法など 4-2 記録事項</p> <p>(意見) 会議体の出席者名簿については、通常、当該名簿を管理している者は当該名簿を一定の規則(例えば、五十音順等)にしたがって整理・分類しているため、当該管理者にとっては個人データになると理解している。</p> <p>会議体の出席者名簿が提供者にとって個人データとなる場合において、</p> <p>①記録は、名簿作成時に出席者から受領した同意書をそのまま保存する方法が認められるか。</p> <p>②会議体名簿等をインターネット等で公開する場合の記録方法としては、当該名簿に登載される者の一部に変更がある等の際には、その都度、全登載者に対して確認・記録をする必要はなく、変更に関係する登載者へのみ、会議出席依頼等の際に送付する委嘱状の写しや受領する承諾書を保管することでよいか。</p>	<p>①御理解のとおりです。</p> <p>②御理解のとおりです。</p> <p>③一般論として、インターネット上に掲載し不特定多数の者が閲覧できる状態にすることに本人が同意している場合には、外国にある第三者が閲覧することについても同意しているものと考えられます。</p> <p>④確認・記録義務の対象となるのは、施行後からの第三者提供です。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>③例えばインターネット公開等の場合、外国でも閲覧は可能であるが、「外国にある第三者への提供」に係る各規定は適用されないという理解でよいか。</p> <p>もしすべての規定が適用されるとすると、事実上インターネット公開ができないか、閲覧できる者を国内の者に限定する等の措置が必要になると思われる。</p> <p>④会議体名簿等によっては、古くからの登載者からは掲載についての同意を得ていない場合もあると思われるが、改めて確認・記録が必要になるのか。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	
942	4-1-2-2	<p>一括して記録を作成する方法</p> <p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の16ページ・25行目</p> <p>●意見内容 「一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、・・・一括して記録を作成することができる」とある。特定の事業者との間の契約において、データ授受の終期の定めがない場合でも、継続的に又は反復して個人データを授受するのであれば、一括して記録作成が出来るという理解でよいか。</p> <p>●理由 ガイドラインの意味の明確化のため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましいと考えられます。</p>
943	4-1-2-2	<p>一括して記録を作成する方法</p> <p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の17ページ・5行目</p> <p>●意見内容 継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる際の「一括して作成する」記録とは、個人データにおいてデータ群を構成する本人が途中で変動したとしても、情報項目等に変動がなければ「事例1)随時、追加の記録事項を作成」には該当せず、都度記録を残す必要はないとの理解でよいか(継続的に若しくは反復した提供の開始及び終了の際の記録さえ残していればよいか)。</p> <p>●理由 「なお、複数の本人の記録を一体として記録を作成する場合において、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、データ群を構成する本人が途中で変動するときも、一括して記録を作成することもできる」と規定されているにもかかわらず、記録事項に「本人の氏名」が規定されていることから、データ群を構成する本人に変動があった場合、事例1)より「随時、追加の記録事項を作成」することとなってしまう、矛盾していることから、確認したい。仮に本人が途中で変動する都度記録を残すとなると、事業者に過度な負担となるため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>個人データの第三者提供に係る記録事項は施行規則第13条及び第17条に規定されているところ、「当該個人データによって識別される本人の氏名…」が記録事項となっていることから、記録の作成方法如何にかかわらず、当該本人の変動が有る場合にはそれを記録を作成する必要があります。</p>
944	4-1-2-2	<p>一括して記録を作成する方法</p> <p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の17ページ・11行目</p> <p>●意見内容 継続的に又は反復して個人データを授受することを内容とする基本契約書をもって記録とすることができる旨が規定されているが、かかる例示に加えて、基本契約書に付帯する資料など、第</p>	<p>最初に基本契約書に記録を作成し、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、提供される個人データによって識別される本人の氏名に係る記録を、別途、作成する方法も認められるものと考えられます。</p>

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			<p>三者提供記録によるトレーサビリティ確保の趣旨を害しない形で事業者が保有する資料等において、法令で求められている記録が確認できることが担保されている方法も許容されることを確認したい。</p> <p>●理由 反復・継続して個人データを提供する場合、データを構成する本人情報は変動することが一般的であり、本人氏名は当該契約書に記載することは実務上困難である。そのため、第三者提供記録によるトレーサビリティ確保の趣旨を踏まえ、当該契約書に付帯する資料など、実務上、一定の幅のある形で記録を作成することができることを明確にしていただきたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	
945	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	<p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の17ページ・15行</p> <p>●意見内容 『一括して記録を作成する方法』はその対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましい」とあるが、「対象範囲等」とは、どのような個人（もしくはその集団）を対象に、どのような項目を授受するかを明確にするという意味だと理解してよいか。</p> <p>●理由 ガイドラインの意味の明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
946	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	<p>・第三者提供時の確認・記録義務編4-1-2-2の「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」の「、」は誤記であり、修正されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】 「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」</p> <p>【修正後】 「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」</p>
947	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編の16ページ4-1-2-2 (御意見) 法25条1項では「個人データを提供した年月日」を記録しなければならないとされているが、規則12条2項に基づいて一括記録作成する場合は、提供の具体的「年月日」は不要という趣旨</p>	<p>施行規則第12条第2項に基づく一括記録作成は、本人同意による個人データの第三者提供をする場合に限られ、本人同意による個人データの第三者提供をする際の記録事項には「当該個人データを提供した年月日」は含まれていません(施行規則第13条第</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		か、明確にすべきである。 (理由) ガイドライン案の記述ではその点がわからないため。 【弁護士 21 名共同提出】	1 項第 2 号)。
948	4-1-2-2 一括して記録を作成する方法	<意見 2> ■該当箇所 16~17 ページ 4-1-2-2 一括して記録を作成する方法 (規則第 12 条第 2 項、第 16 条第 2 項関係) ■意見 一括記録作成時に、提供先/提供元が法人である場合は、法人の代表者氏名を記録する必要はなく、法人番号または本店所在地と法人名称など、提供先/元の法人が特定できる情報が記載されていれば十分であることを明確にしていきたい。 ■理由 特定の法人間で継続的に提供/受領を行う場合、実務上、代表者の交代について確実にフォローし正しく記録することは事業者にとって過重な負担である。(手順やルールを定めても、漏れが出ることが予想される。) 法 25 条 1 項(記録義務)は、「第三者の氏名または名称」 規則第 13 条 1 項口は、「名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項」という定めであり、法人の代表者氏名の記録義務はないことを明確にしていきたい。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	第三者提供を受ける個人情報取扱事業者は、法人の代表者の氏名の確認・記録作成が必要です。
949	4-1-2-2 一括して記録を作成する方法	(該当箇所) 4-1-2-2 一括して記録を・・・ (意見) 個人データ提供者本人の「提供同意書」の写しをもって記録書に代えることは可能か? 【日本製薬工業協会】	御指摘の「提供同意書の写し」が、記録事項を充たすものであれば、記録とすることができるものと考えられます。
950	4-1-2-2 一括して記録を作成する方法	(該当箇所) 規則 12 条、16 条 (意見) 事例 1) の 2 行目、句読点「、」が重複 【日本製薬工業協会】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします (下線部が修正箇所)。 【修正前】 「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」 【修正後】 「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」
951	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	(該当箇所) 規則 12 条、16 条(意見) 基本契約には対象期間、対象範囲以外にどのような事項を定めるのが望ましいか? (理由) 対象期間、対象範囲「等」とあるため。【日本製薬工業協会】	「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、対象となる第三者提供を特定することが望ましいものであり、対象期間、対象範囲以外にも、当該特定に資する事項が考えられます。
952	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 4-1-2-2 一括して記録を作成する方法 (意見) 一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合、一括して記録を作成できるとある。特定の事業者との間の契約において、データ授受の終期の定めがない場合でも、継続的に又は反復して個人データを授受するのであれば、一括して記録作成が出来るという理解でよいか。 【日本貸金業協会】	「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましいと考えられます。
953	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 4-1-2-2 一括して記録を作成する方法 (意見) 17 ページ中段に「一括して記録を作成する方法～その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましい」とあるが、“対象範囲等”とは、どのような個人(もしくはその集団)を対象に、どのような項目を授受するかを明確にするという意味だと理解してよいか。 (理由) ガイドラインの意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	御理解のとおりです。
954	4-1-2-2	一括して記録を作成する方法	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編) 4-1-2-2 一括して記録を作成する方法についての意見提出。 今般のパブリックコメントの公示を受け、確認したく提出いたしました。 今般の改正個人情報保護法の施行の背景および趣旨については理解しておりますが、同法に関する規定等がすべて確定した後新たに制定された記録義務への対応を通常業務を行う中において対応することは、短期間で人員増員や資金面での手当を行い、体制を整備しない限り難しいものと考えます。もちろん施行されるにあたり対応する必要があることは理解しています。 もし限られた時間や体制の中で対応するにあたり通常業務に支障が生まれた場合や急な対応のな	個別の事例ごとの判断となりますが、御指摘の「契約書」が、記録事項を充たすものであれば、記録とすることができるものと考えられます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>か得不備が生まれ新たな情報の漏洩等が発生した場合には、安定した経済活動を維持することに支障が生じる可能性がございます。</p> <p>そのため情報の提供や受領が不特定な相手の場合には同法の趣旨に則り慎重な確認や記録を行う必要はあると考えますが、提供や受領が反復継続して行っている相手の場合には、例えば当該案に記載されている基本契約に係る契約書（またはそこに係れている各種規則等を遵守することを基本契約で締結している場合）により記録をすることができる旨と記載があり、個別データを特定するための詳細な記載は契約書等になくとも情報の授受の方法や情報の種類が記載されているのであればその締結している契約書をもって記録義務として取り扱うことができる理解でよいでしょうか。</p> <p>少なくとも今後確定していく分野毎のガイドライン等が確定後、一定の相当の期間がなければ通常業務を継続して行っていくなかにおいて対応することは事業者にとって負担になり経済活動を阻害する可能性もあると考えられるため、ご配慮頂ければ幸いです。</p> <p>【匿名】</p>	
955	4-1-2-2 一括して記録を作成する方法	<p>(4) (該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 17 ページ 6 行目 (意見) 「授受する対象期間内に、」部分の読点が重複している。 (理由) 誤植と思われる。 【匿名】</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】 「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」</p> <p>【修正後】 「最初の授受の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法」</p>
956	4-1-2-3 契約書等の代替手段による方法	<p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の 17 ページ・29 行目●意見内容 「本人に対する物品又は役務の提供に係る契約」を締結し、係る契約の履行に伴って、第三者に提供する場合、当該契約書その他の書面等の代替手段により記録することができる旨が規定されているが、個品割賦やクレジットカード等の契約も、「本人に対する物品又は役務の提供に係る契約」に該当するという認識で良いか確認したい。●理由 実務上、契約書その他の書面等の代替手段による方法で記録とすることができる契約の範囲を明確にするため。【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
957	4-1-2-3 契約書等の代替手段による	<p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の 19 ページ・4 行目 ●意見内容</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		方法	債権譲渡した場合、契約書の原本も譲渡先へ提供するため、当該契約書のコピーにより記録することが可能と考えてよいか。 ●理由 実務上の記録方法を明確にするため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	
958	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	(該当箇所) 確認記録義務編の17~19ページ 規則第12条(第3項)、規則第16条(第3項) (意見) ケアマネジャーが本人同意を得てケアプランを実行に移すために介護事業者等に個人情報を提供する場合、サービス提供の契約書(本人と介護事業者)をもって、記録義務を代替できると考えてよいでしょうか。 そうであれば、本ガイドラインにその旨を明記していただけないでしょうか。 (理由) ケアマネジャーは、ひとりでいろいろな業務をこなす必要があり、作成する書類も多い。サービス提供の契約書をもって、個人データの流通を追跡できることから、改めて記録を作成するという作業負担は、できるだけ避けたいため。 【日本福祉介護情報学会 個人情報活用・保護部会】	個別の事例ごとの判断となりますが、御指摘の「サービス提供の契約書」が、記録事項を充たすものであれば、記録とすることができるものと考えられます。
959	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編の19ページ(3) (御意見) 個人データを提供したメール自体やFAX自体も「契約書その他の書面」に該当するのか、明らかにすべきである。 (理由) 事業者の負担・不安解消につながるため。 【弁護士21名共同提出】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、個別の事例ごとの判断となりますが、御指摘の「メール自体やFAX自体」が、記録事項を充たすものであれば、記録とすることができるものと考えられます。
960	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	(対象資料) 確認・記録義務編 4-1-2-3 契約書等の代替手段による方法 (意見) 親会社と子会社間で情報連携を行うことについて顧客から「情報共有同意書」を受け入れた場合、当該顧客は提供者と取引関係があることや受け入れた同意書の内容等から、取得の経緯は通常わかるものと考えられる。したがって、そのような場合は、同意書をもって受領者の記録になるという理解でよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。
961	4-1-2-3	契約書等	(対象資料)	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		の代替手段による方法	<p>確認・記録義務編 4-1-2-3 契約書等の代替手段による方法 (意見) 第三者提供の記録として用いる「契約書その他の書面」とは、それらにより個人データの流通を追跡することができるものであれば、提供者が作成した書面に限られないという理解でよいか。 例えば、同意書をもって記録とする方法を採用する場合、社長交代等で代表者氏名が変更される都度、同意書をもらい直すことは現実的ではないことから、代表者氏名以外については同意書により記録し、代表者氏名については有価証券報告書の記述を記録として用いる等の対応は可能か。 また、「当該提供に関して作成された契約書その他の書面」について、第三者提供時または第三者提供の同意取得時に作成されたものに限られないという理解でよいか。例えば、以前から公開されている情報を記録の一部とする場合が考えられる。 【日本証券業協会】</p>	
962	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	<p>(該当箇所) 規則第 12 条第 3 項 (意見) 治験において病院から治験依頼者に被験者の健康情報を提供する際は、治験契約が個人データを第三者へ提供した記録に該当することを確認したい。 (理由) 治験において病院から治験依頼者に被験者の健康情報を提供する行為は、GCP で想定されている行為である。治験期間中継続して被験者の健康情報を収集し、第三者である治験依頼者に提供する。治験契約で、提供する被験者の数、期間が規定され、治験実施計画書で提供する健康情報の種類が規定されている。このように、情報の種類、提供先が明確であるので、治験契約が個人データを第三者へ提供した記録に該当すると考える。なお、GCP 省令に従っているが、法第 23 条第 1 項第一号には該当しないと理解している。【日本製薬工業協会】</p>	御指摘の「治験契約」が、記録事項を充たすものであれば、記録とすることができるものと考えられます。
963	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 4-1-2-3 契約書等の代替手段による方法 (意見) 債権譲渡した場合は、契約書その他の書面の原本は譲渡先へ引き渡すため、当該書面のコピーを保管することで記録とすることができると理解してよいか。 (理由) 実務上の記録方法を明確にするため。 【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
964	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	<p>(該当箇所) (第三者提供時の確認・記録義務編) p.19 4-1-2-3(3) (意見等) 契約書等に求められる全ての記録事項が記載されていない場合、未記載事項については、契約書等に自ら補記することが考えられる。この補記した契約書等は、ガイドライン (第三者提供時の確認・記録義務編) p.19 (3) に「その他の書面」として例示された「個人情報取扱事業者の内</p>	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			部で作成された帳票、記録簿等」と同等のものとするが、その解釈でよいか。 また、その場合、保存期間は1年とするが、その解釈でよいか。 (理由) 実務的なロードに配慮して、記録作成方法を柔軟に認めていただきたい。 【一般社団法人 日本損害保険協会】	
965	4-1-2-3	契約書等の代替手段による方法	(該当箇所) 18 ページ 契約書等の代替手段による方法について (意見・理由) 【法令を根拠とした本人に対する物品又は役務の提供に該当する事例】が挙げられていますが、本事例は法令に基づく第三者提供(法第23条第1項)または被害者本人からの委託に該当するのではなく、(法令に基づかない)純粋なる第三者提供にあたるのでしょうか。 【在日米商工会議所】	御理解のとおりです。
966	4-1-3	代行により記録を作成する方法	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 19 ページ 4-1-3 (質問) 1 代行により記録を作成する方法を採用する場合に、代行させる者(委託者)及び代行を行う者(受託者)の間では、代行に係る意思の合致があれば足り、関係する契約書等において、代行させる旨の規定を置くことは必須ではないと解してよいか。 2 代行により記録を作成する方法を採用する場合において、システム上の措置その他の事情により適正な記録の作成、保存が行われている蓋然性が認められる場合には、代行させる者(委託者)が代行を行う者(受託者)に対して、一定の監督や、監査(立入監査、書面監査等)を行うことは必須ではないと解してよいか。 【一般社団法人 全国サービサー協会】	御理解のとおりです。
967	4-1-3	代行により記録を作成する方法	(項目) 4-1-3 代行により記録を作成する方法 (P19) (確認) ・提供者・受領者のいずれも記録の作成方法・保存期間は同一であることに鑑みて、提供者(又は受領者)は受領者(又は提供者)の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができるとされているが、本ガイドライン 2-2-2-1 (1) ①に記載されている「提供者にとって個人データに該当するが受領者にとって個人データでない場合」に該当し、提供者のみに記録義務が生じる場合においても、受領者が提供者の記録義務の全部又は一部を代行して行うことは妨げられないという理解でよいか。 【一般社団法人 生命保険協会】	御理解のとおりです。
968	4-1-3	代行により記録を	4-1-3 代行により記録を作成する方法で、「提供者(又は受領者)は受領者(又は提供者)の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる」とされているが、それはすなわち、例えば第	御理解のとおりです。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	作成する方法	<p>三者提供の同意がある場合において、一方の者で、記録事項のうち、「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」と「当該個人データの項目」を記録し、もう一方の者で、そのほかのすべての記録事項（提供と受領に係る記録）を記録する運用も差支えないということか。</p> <p>【匿名】</p>	
969	4-2-1-1 オプトアウトによる第三者提供をする場合	<p>・ 第三者提供時の確認・記録義務編 4-2-2-1 (4), 4-2-2-2 (4), 4-2-2-3 (3) において「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」についていずれも「4-2-1-1 (3)」を引用しているが、例えば、受領者が個人名を削除したデータセットを受領する場合（これが未だに受領者にとって個人情報である場合）、本人の氏名を追加で受領して記録しなければならないということか、それとも、4-2-1-1 (3) のとおり「本人ごとに番号・IDなどを付して個人データの管理をしている場合において、当該番号・IDなどにより本人を特定できるときの当該番号・ID」でよいか確認されたい。（このような場合、受領者は別に個人名が欲しい訳ではないところ、提供者側の作成するID等では提供者にとって「当該本人を特定するに足りる」としても受領者にとっては「当該本人を特定するに足りる」とは言い難いことも多いので、やはり個人名をもらわなければならないのか、確認を求めたい。）</p> <p>【金融機関における個人情報保護の実務研究会】</p>	<p>本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の事例についてはお答えしかねますが、改正後の法第 26 条の「個人データ」の該当性は、同条の名宛人である受領側の個人情報取扱事業者を基準に判断することとなります。</p>
970	4-2-1-1 オプトアウトによる第三者提供をする場合	<p>(該当箇所) 20 ページ オプトアウトによる第三者提供をする場合（規則第 13 条第 1 項第 1 号関係）について（意見・理由）インシデントによる漏えいが第三者提供に当たる場合、本人の同意なしということオプトアウトによる第三者提供扱いとなるのでしょうか(ガイドライン(通則編)(案) 2-13 参照)。【在日米国商工会議所】</p>	<p>改正後の法第 23 条第 2 項による第三者提供は、同条第 2 項から第 4 項までに規定する手続による必要があります。</p>
971	4-2-1-1 オプトアウトによる第三者提供をする場合	<p>(該当箇所) 20~21 ページ オプトアウトによる第三者提供をする場合（規則第 13 条第 1 項第 1 号関係）について (意見・理由) (3)「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」の具体例が分かりにくいように思われます。例えば、第三者提供の対象となる個人データに山田太郎氏の氏名や住所(●●県●●市●●)が含まれる場合、当該氏名(「山田太郎」)や住所(●●県●●市●●)自体を記録する必要があるという意味でしょうか。 【在日米国商工会議所】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
972	4-2-1-1 オプトアウトによる第三者	<p>意見 43 【確認記録義務編 4-2-1-1 p.21】確認・記録義務のために記録の一部として残した個人情報とは、その本来の利用目的を終えた後に消去することなく保管し続けたとしても、法 19 条に違反しないこととなるのか、あるいは、確認・記録義務のために記録の一部として残す場合には、</p>	<p>一般論として、個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	提供をする場合	<p>個人情報の利用目的として特定し、通知又は公表する義務が課されるのか 規則 13 条 1 項 1 号ハのガイドラインとして、「実際に提供した個人データ自体に「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項」が含まれている場合には、当該個人データ自体を保存することをもって「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項」を記録したものとすることもできる。」とされているが、このことと、法 19 条の「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなくてはならない」とされていることとの関係をどのように考えればよいか。</p> <p>法 19 条は、特定した利用目的での利用を終えた個人情報は遅滞なく消去せよとしているが、これを確認・記録義務のための記録の一部として残した場合は、規則 14 条及び 18 条は 1 年又は 3 年間の保管を求めている。</p> <p>一方、法 15 条及び 18 条は、個人情報の利用目的を特定し、通知又は公表しなければならないとしているが、確認・記録義務のために、個人情報を確認・記録義務のための記録の一部として用いることも、利用目的として特定し、通知又は公表しなければならないこととなるのか。</p> <p>後者の義務が課されることになるのであれば、規則 14 条及び 18 条の保管期限の間、消去しないことは 19 条違反とならないことになるが、後者の義務が課されないのであれば、消去しないことは 19 条違反となるのではないか。それでも 19 条違反にならないとすれば、どのような理由によるものか、明らかにされたい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	んが、確認・記録義務の履行のために個人データを保存する場合は、この限りではないものと考えられます。
973	4-2-1-2 本人の同意による第三者提供をする場合	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 4-2-1-2 本人の同意による第三者提供をする場合 (意見) 「同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等」について、例えば、次の内容はこれに該当するかご教示願いたい。</p> <p>① 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリックに係るシステムログ。 ② ホームページの構造上、個人情報を取得する直前に必ず本人による同意をする旨のホームページ上のボタンのクリックが必須となっていること (ボタンクリックによる同意を経なければ取得できない)。 (理由) 意味の明確化のため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>	御理解のとおりです。
974	4-2-2-1 オプトアウトによる第三者提供を受	<p>5. 4 - 2 - 2 - 1 オプトアウトによる第三者提供を受ける場合 (規則第 17 条第 1 項第 1 号関係) (6)「個人情報保護委員会により公表されている旨」 「個人情報保護委員会により公表されていない個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人</p>	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	ける場合	<p>データの提供を受けた場合は、不正な手段による取得（法第 17 条第 1 項）に該当するおそれがある。」とある。</p> <p>本規定は、実効性を上げるため、次のように修正すべきである。</p> <p>○「個人情報保護委員会により公表されていない個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人データの提供を受けてはならない。個人情報保護委員会により公表されていない個人情報取扱事業者からオプトアウトにより個人データの提供を受けることは、不正な手段による取得（法第 17 条第 1 項）に該当する。」</p> <p>【個人】</p>	
975	4-2-2-1 オプトアウトによる第三者提供を受ける場合	<p>法人の代表者名も個人情報であることは理解しているが、それが個人データだった場合に、それを第三者に提供する場合には、確認記録義務はかかるのか。</p> <p>そもそも法人の代表者の氏名は、当該法人の業務に限らず、当該法人外でも利用されることもあり、それは法人の代表者としても甘受すべきものであり、そうした法人の代表者の氏名が記載されたデータや書類をやりとりする都度、確認記録義務を考慮しなければならないのは、業務の効率化等を著しく低下させるのではないか。</p> <p>法人の代表者の氏名が当該法人とセットで書かれた資料等を第三者に提供する場合には、当該代表者の同意があるとみなすべきであるし、確認記録義務も解釈によってかからないようにしていただきたい。</p> <p>【匿名】</p>	<p>個人情報取扱事業者が、機関としての代表者の氏名を提供する行為は、確認・記録義務が適用される第三者提供ではないものと考えられます。</p>
976	4-2-2-3 私人から第三者提供を受ける場合	<p>意見 44 【確認記録義務編 4-2-2-3p.25】規則 17 条 1 項 3 号がどのような場合を指すのか、ガイドラインで明らかにされたい規則 17 条 1 項 3 号は、「第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合」について、記録事項を定めたものであるが、この「第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合」がどのような場合を想定したものか、事例の列挙もないため、このガイドライン案からでは理解が困難ではないか。4-2-2-3 の見出しと、続いて掲載されている表には、「私人からの第三者提供」との記載があるが、この「私人から」と規則 17 条 1 項 3 号との関係が本文で説明されていない。また、私人からの場合とそうでない場合とで、記録事項にこのような区別を設けた理由が説明されていない。なぜ、私人からの提供の場合には、本人同意がない場合にも「提供を受けた年月日」の記録を必要としないものとするのか、理解できないので、ガイドラインで示すべきである。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】</p>	<p>本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）4-2-2-3 と施行規則第 17 条第 1 項第 3 号との関係は、現状の案で御理解頂けるものと考えます。また、具体的には、個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は法第 2 条第 5 項各号に掲げる者以外の者から、個人データの提供を受ける場合を指します。</p>
977	4-2-3 記録事項の省略	<p><意見 3></p> <p>■該当箇所 27 ページ・下から 7 行目</p> <p>■意見 「記録事項の内容は同一でなければならないため、例えば、同一法人であっても、代表者が交代</p>	<p>第三者提供を受ける個人情報取扱事業者は、法人の代表者の氏名の確認・記録作成が必要です。</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>し、その後に記録を作成する場面では、改めて、新代表者の氏名について記録をしなければならない。」とあるが、提供先/提供元が法人である場合は、法人の代表者氏名を記録する必要はなく、法人番号または本店所在地と法人名称など、提供先/元の法人が特定できる情報が記載されていれば十分であることを明確にしていきたい。</p> <p>■理由 特定の法人間で継続的に提供/受領を行う場合、実務上、代表者の交代について確実にフォローし正しく記録することは事業者にとって過重な負担である。(手順やルールを定めても、漏れが出ることが予想される。)</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	
978	4-2-3 記録事項の省略	<p>4. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（案）に対する意見等</p> <p>「記録事項の内容は同一でなければならないため、例えば、同一法人であっても、代表者が交代し、その後に記録を作成する場面では、改めて、新代表者の氏名について記録しなければならない」とあるが、同一法人であれば、仮に代表者の氏名がなくてもトレーサビリティの確保が可能であることから、当該部分を削除いただきたい。</p> <p>【一般社団法人全国銀行協会】</p>	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
979	4-3 保存期間	<p>●該当箇所 第三者提供時の確認・記録義務編の 29 ページ</p> <p>●意見内容 表の 4-1-2-2 の「保存期間」の欄と、施行令・施行規則のパブコメの No.631 をあわせると、データ群を構成する本人を特定する項目（本人の氏名等）については、「個々の個人毎に最後に当該記録に係る個人データの提供を行なった日から起算して 3 年を経過する日までの間」が保存期間だと理解してよいか。</p> <p>●理由 ガイドラインの意味の明確化のため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
980	4-3 保存期間	<p>・第三者提供時の確認・記録義務編 4 - 3 について、「対象となる複数の本人の記録を一体として作成した場合には、保存期間は各記録ごとに異なることがある。」とあるが、例えば、毎週のように同様の提供が行われることから、翌月 1 日に前月の分を一括して記録を作成する方法により記録を作成した場合で、2018 年 1 月 1 日に本人 X について提供が行われ 2018 年 2 月 1 日に記録がなされ、2019 年 1 月 1 日に本人 Y について提供が行われ、2019 年 2 月に記録がなされた場合、X についての記録の部分は、2021 年 1 月 1 日、Y についての記録の部分は 2022 年 1 月 1 日に削除してよいということによいか、確認されたい（なお、もし 2021 年 2 月</p>	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の事例についてはお答えしかねますが、改正後の法第 25 条第 1 項及び法第 26 条第 4 項に規定する保存期間は、「記録を作成した日から」施行規則第 14 条及び施行規則第 18 条で定める期間です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			1日ないし2022年2月1日であれば「個人データの提供」という規則14条2号の文言と矛盾しておかしいと考える。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
981	4-3	保存期間	(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編 4-3 保存期間 (意見) この表の4-1-2-2の「保存期間」の欄と、施行令・施行規則のパブコメのNo.631をあわせると、データ群を構成する本人を特定する項目(本人の氏名等)については、「個々の個人毎に最後に当該記録に係る個人データの提供を行なった日から起算して3年を経過する日までの間」が保存期間だと理解してよいか。 (理由) ガイドラインの意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	御理解のとおりです。
982	4-3	保存期間	4-3 保存期間について、第三者提供に係る本人同意がある場合には、当該提供に係る記録の保存期間は「最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間」でよいか。 【匿名】	改正後の法第23条第1項又は法第24条の本人同意に基づく第三者提供に係る記録の保存期間については、施行規則第14条各号又は施行規則第18条各号のとおりです。
983	—	全体	「個人情報保護法ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」では、確認・記録義務がない事例は記載されているが、一般的な企業で確認・記録義務がある事例が記載されていない。「本人に代わって提供する」という判断も微妙な点があるので、確認・記録義務がある事例も参考としてガイドラインで紹介してほしい(たとえば、名簿屋からの提供などは当然の事例だが、普通の企業では名簿屋から買うことなどはしない。むしろ普通の企業でもありそうな事例を例示して欲しい)。【住友商事株式会社】	いかなる対象が確認・記録義務が適用される第三者提供となるかは個別の事例ごとに判断されることとなるため、一律に例を記載することは適切ではないと考えられることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
984	—	全体	第三者提供時の記録・確認義務について、特に記録義務を中小企業等に課するのは何としてもやめたい。業務に多大な支障が生じ、確実に通常の業務が時間内にできなくなる。仮に義務をすべてに課したとしても、大企業はある程度可能かもしれないが、やろうとしても、実質的にできない、またはやらない中小企業等がほとんどであると思われる。義務を課すと、それにより社員の時間外労働が確実に増加し、時間外労働時間を削減しようとする政府の方針に合致しなくなる。義務を課さない対象も検討されていることと思うが、対象を一刻も早く明示していただきたい。(例えば、社員数300人以下または売上高20億円以下など) 次に質問だが、第三者には、外国の機関、中小企業団体中央会、都道府県職業能力開発協会、溶接協会、全国農業会議所、公益財団法人国際研修協力機構、国際建設技能振興機構、日本海事協会、外国人技能実習機構(来年設立予定)は含まれるのか?回答を願う。 【協同組合グローブ】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、改正後の法第25条及び第26条の「第三者」は、第三者提供に係る本人と個人情報取扱事業者以外の者のうち、改正後の法第2条第5項各号に掲げる者を除いた者を指します。

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
985	— 全体	<p>(該当箇所) 第三者提供時の確認・記録義務編全般 (御意見) 中小規模事業者が無理なく対応できるよう、中小規模事業者向きの手法の例示を掲載すべきである。</p> <p>(理由) 安全管理措置だけではなく、第三者提供時の記録義務は、中小規模事業者の業務に著しい影響を与える可能性が高い。大規模事業者であれば、ログーツ等を導入することで対応可能であるとも考えられるが、中小規模事業者であれば、わざわざ新規システムを第三者提供時の記録義務のための導入することは、コスト面から困難であろう。</p> <p>しかし、日々の第三者提供の都度、手動で記録を作成するとしては、毎日毎日記録作成業務が発生し、通常業務に支障が生じるおそれがある。中小規模事業者が無理なく対応できるよう、中小規模事業者向きの手法の例示を掲載すべきである。</p> <p>本来は、中小規模事業者以外であっても、過大な負荷を生じる本義務を見直し、遵法意識のある者が十分に法令やガイドラインを遵守することができるようなレベルの義務に法改正すべきであるが、現段階でそれを言っても始まらないので、まずは、ガイドラインレベルで中小規模事業者の負荷を軽減するよう、個人情報保護委員会として努めるべきである。</p> <p>【弁護士 21 名共同提出】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。また、御意見も踏まえ、個人情報取扱事業者において、改正後の法を正しく理解し適切に遵守いただけるよう、引き続き、周知広報活動を行ってまいります。</p>
986	— 全体	<p><意見 4 > ■該当箇所 全般 ■意見 第三者提供時の確認・記録義務は、名簿業者以外の一般事業者にとっては特別な記録を作成する必要はなく、日常の事業活動の中で発生する記録類(伝票・ログ・メール等)を一定期間(1~3 年間)保存し、個人情報保護委員会から照会等があった場合には、個人情報の提供先/提供元を説明できればよい主旨をわかり易く周知・広報していただきたい。</p> <p>■理由 法令の規定/ガイドラインの記載は、法律用語による記述で全般に難解である。本来の主旨である「名簿業者のトレーサビリティ確保」の目的が不明確となって、一般事業者に「過剰反応」を起こすおそれが高いため。</p> <p>【一般社団法人 電子情報技術産業協会】</p>	<p>一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。また、御意見も踏まえ、個人情報取扱事業者において、改正後の法を正しく理解し適切に遵守いただけるよう、引き続き、周知広報活動を行ってまいります。</p>
987	— 確認・記録義務の全体図	<p>(該当箇所) 確認記録義務編 全体 および末尾<確認・記録義務の全体図> (意見)</p>	<p>御指摘の全体図は、ガイドライン本文の項目と紐づけて記載しており、整合しているものと考えられるため、一般的に現状の案で御理解いただけるもの</p>

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		<p>当該図表によると、「本人同意に基づく第三者提供か。」による分岐が、最終段階に配置されているが、ガイドライン本文では、「本人が関与した契約等に基づく第三者提供か。」の位置の分岐であるように読み取れる。不整合が生じていると思われるが、<確認・記録義務の全体図>にて整理されたものを正とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>いわゆる名簿屋に過度な負担をかけ事業継続を難しくすることが目的であるかもしれないが、本人同意の有無如何によらず、実質的にトレーサビリティが担保されているのであれば、図表通りの判定フローでも差し支えないと考えるため。</p> <p>【匿名】</p>	<p>と考えます。</p>
988	— その他	<p>(該当箇所)</p> <p>法第 25 条</p> <p>(意見)</p> <p>製薬協加盟企業は、透明性ガイドラインに基づき医療関係者への支払い内容（氏名、所属先、支払い金額等）を公表している。一般の方から詳細情報の公表を要望された場合、別途申込みして頂き、詳細情報も公表しているが、この詳細情報の公表についても法第 25 条第 1 項に定める第三者提供に該当すると解釈するのか？</p> <p>【日本製薬工業協会】</p>	<p>本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねます。</p>
989	— その他	<p>(該当箇所) 25 条 (意見) HP 等インターネット上における、あらかじめ本人の同意を得たうえでの個人データの公開については、第 25 条における「第三者提供に係る記録の作成」対象となる「第三者提供」から除外することを政令、省令により明確化して頂くようお願い致します。(理由)</p> <p>HP 等のインターネット上のサイトにおける個人情報の公開が法第 25 条で定める「第三者提供に係る記録の作成」の対象となる「第三者提供」に該当するとした場合、閲覧者全員の閲覧年月日及び氏名等を確認し、記録することは非常に困難です。また、HP は広く一般に公開することを目的として作成されたものであり、閲覧者の氏名確認等を義務付けた場合、当該目的を達成できなくなるおそれもあります。特に、製薬会社は、業界団体（日本製薬工業協会）の自主規制である「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に基づき、あらかじめ本人の同意を得た上で、医療関係者の個人名や所属施設、謝礼金額等を各社 HP で公開しています。法第 25 条の記録の作成が義務付けられた場合、実務対応は非常に困難であるため、HP での公開を中止せざるを得なくなり、業界自主規制への違反が問題となるおそれがあります。【日本製薬工業協会】</p>	<p>本人の同意を得て個人データを提供した場合は、提供年月日は記録事項に含まれていません（施行規則第 13 条第 1 項第 2 号参照）。また、不特定かつ多数の者に対して提供したときは、当該者の氏名の代わりに、その旨を記録事項とすることができます（施行規則第 13 条第 1 項第 2 号・第 1 号口）。</p>